		実施スケ	担当	4機関			進展	ベトナム側のODA		E	本ODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール	越	日本	当面の措置	進展	進展対する	要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	2
全体						・首相は2005年4月8日付けで、投資環境改善策に関する指示13号を公布した。この指示には、共同イニシアティブの実施における各省庁の責任について具体的に規定されている。本指示におけるほとんどの項目の実施期限は2005年中とされている。・2005年11月29日、投資法及び企業法が国会を通過した。この法案には共同イニシアティブで公約された内容が盛り込まれている。						
1 裾の誘用 野育な・	一一情野産業育成マスターノフンの	速やかに - 実施	MPI, MOI	局	定。 ・日本側は以下要請する。	業育成のための仕組み・優遇政策・支援策を提出することを含む。また、同案は、政府が2005年第2四半期に採択することを目途として作成する。同案作成においてまず重視されるべき事項は、				・計画投資省 (MPI)の中小企業庁(ASMED) に専門家派遣中。 ・第一回裾野産業育成セミナー (2005年1月26日)	・第2回、第3回裾野産業育成セミナー	首相指示 47号 (47/2004/ CT-TTg, 2004年 12月22日)

1

	実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日本	DDAによる支援	レファレン
アクションプラン	ジュール	越	日本	当面の措置	進展	に対する	要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	2
②経営・技術訓練センター及び技 術支援センターの創設		MPI, MOI		ンターをPRする。	・2003年5月12日付の計画投資大臣決定290号(290/GD-BKH)にもとづきハノイ、ダナン、HCMCに技術支援センターが設立された。2005年1月10日、計画投資大臣は決定17号(17/QD-BKH)により3つのセンターの活動規制を発布した。・2005年11月現在、上記3つのセンターの活動状況は以下のとおり。一北部センターには11人のスタッフが勤務。日本政府の支援要請と共に、センター建物設立のための土地を確保中。予定では、センターの活動開始時には35-40人のスタッフを見込んでいる。一中部センターは既にダナン市(47 Ngo Gia Tustr., Hai Chau District)にセンターを設置した。センターには現在10人のスタッフがいる(1人追加を検討中)ー南部センターは既にホーチミン市(33 Ngo Thoi Nhiem, District 3)にセンターを設置した。現在9人のスタッフがいる(1人追加を検討中)・中小企業技術支援センター(ハノイ)に関する建設計画の具体化が、当初見込みよりも遅れている。	0				P小企業技術支援センターに する技術支援を実施予定。	
③地場裾野企業のデータベース化		MOI		に改善すべき点があれば、工業省とVCCIに提案をする。 ・日本側は以下要請する。 一工業省内でデータベースの責任 部署を決めること。	・VCCIのホームページ(www.vcci.com.vn/dbdn)において、データベースを公開している。・MOIのホームページで総公社の情報を公開している。・実際、ベトナムの裾野産業はばらばらの状態であり一括管理がなされていないことから工業省は野産業の情報のデータベース化は外国投資業を含む利用者にとって不可欠であるとしている。しかしながら、実際に必要な情報を盛り込んだ利用価値の高い裾野産業のデーターベースの構築については、裾野産業企業の実体に係る調査のための時間とマンパワー及び費用の不足から実施困難な状況。 ベトナム側提案>・ベトナム網関して十分な経験と知見を持ち合わせていない。JETROは既にベトナム裾野産業分野における企業調査をいくつか実施していることからに引きがある程度集合されていることから、工業省は日本側へ、上記作業の円滑化のために情報のシェア及びマンパワー及び財政支援を提案する。 【日本側は、MOIのホームページには工業省傘下の総公社の連絡先しか掲載されておらず、情報量が不十分としてムと評価。】	P			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

		実施スケ	担当	機関	W=~#=	# =	進展	ペトナム側のODA	口士脚本舞上	日	本ODAによる支援	- レ:
	アクションプラン	ジュール		日本	当面の措置	進展	に対 する		日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
	④裾野産業工業団地の設置		MOI			・この問題は首相指示13号で規定された。それによると、MOIはこの案を完成させて、2005年第2四半期内に首相に提出する責任を負う。・・裾野産業工業団地については、裾野産業マスターブランドラフトに記載している。・2005年11月現在、産業戦略研究所がマスタープランのドラフトを策定中。今後セミナーを開いて意見を聴取する。ドラフトでは裾野産業工業団地の設置(電子産業、縫製産業)を記載する予定。 【日本側は、客観的な判断として進捗が遅れているのでムと評価。ベトナム側は鋭意策定を進めているので〇と評価。】						首相 13 ⁻ (13 CT 200 8日
	⑤裾野産業への恩典措置(資金調達支援、人材育成訓練支援、技術情報提供、見本市への参加)		MPI, MOI	-	・マスターブランのセミナーを通じて情報を提供する。	・首相は2004年12月22日付けで、指示47号を公布した。指示はMOIが中心になって裾野産業育成案を策定するよう委任している。同案は、裾野産業育成のための仕組み・優遇政策・支援策を提出することを含む。また、同案は、政府が2005年第2四半期に採択することを目途として作成する。・裾野産業への恩典措置については、裾野産業マスタープランドラフトに記載している。一投資の優遇、ファンドの設置、土地の賃料、税のインセンティブ、人材育成、技術移転契約等【日本側は、恩典措置が実施されていないのでムと評価。ベトナム側は〇と評価。】					・JETROは、2005年11月、ハノ イで部品取引促進の商談会、セ ミナーを実施。	
(2)裾野産業の誘致		MPI,									\dotplus
	ベトナム政府は、外資系裾野産業に対する税制上の優遇措置を強化するため改正法人税法施行細則政令の制定を通じて特定の裾野産業に対する税制上のインセンティブを強化する。		MOF	WT3	・投資法の政令案について、日本 企業から意見聴取する。	・首相指示13号において、財政省が関連省庁と連携して、2005年第2四半期に、法人税法施行細則政令164号第37条に基づき、特別投資奨励案件リストを首相に提出することが規定されている。この中で2輪車及び4輪車の部品産業を誘致するための優遇措置を規定する予定。工業省と計画投資省が、誘致する分野を決め、これに基づき財政省が具体的に税制を決定する。・全体的な措置は、2004年12月22日付指示47号に従って工業省が策定中のマスタープラン案の中で検討。・2005年11月15日、ベトナム側は、投資法の政令案を日本側に開示した。この政令案において特別投資奨励案件が規定されている。						首相 47 ⁹ (47 (47 (47 CT 20 12)
(3	 											+
	①EPZ・EPE企業販売分の現地調達率算入:ベトナム政府は、組立企業がEPZ・EPE企業から部品・原材料を調達する場合であっても、当該組立企業がEPZ・EPE企業からの調達分を現地調達率に算入することを認める。	現調率算 定のガイダ ンスを200 4年中に出	MOF,	WT7		・ベトナム政府は今後、現地調達率による関税の差別などパフォーマンス要求はしない(自動車に限って2006年まで実施)。現地調達率は指標としてしか利用しない。このためガイダンスを作成する意義は薄い。 ・越政府は、組立企業が輸出加工区内の企業及び輸出加工企業が部品及び原材料を仕入れる場合に、それらを現地調達率に計上することを許可した。						

		実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日本の	DAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール	越	日本	当面の措置	進展	に対 する	要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
	②EPZ・EPE企業の国内販売手続きの簡素化:ベトナム政府は、EPZ・EPE企業が国内市場向け組立企業へ製品を販売するとき、日本を始めとする諸外国の例にならい、保税区域間における物品取引と類似の簡便な手続きを採用する。	半年目途 以内	MPI, MOF			・MPIは、工業団地、輸出加工区、ハイテク団地 についての政令36号の改正案を政府に提出し た。その後首相からの指導により修正して再提出 した。(輸出加工区に進出している企業及び輸出 加工企業が国内市場で製品を販売する際の許可 申請手続の簡略化を明記。) ・2005年秋の国会で審議されている投資法を踏ま えて手続を規定する必要があるため、政令の公 布は投資法が国会を通過した後になる。	Δ					
	③ EPZ・EPE企業が国内販売する際に適用される関税:ベトナム政府は、EPZ・EPE企業の国内販売に関して、当該製品がCEPT適用条件を満たす限りCEPT/AFTA税率を適用するための規則を制定する。		MOF	WT7		実施済み。 ・財政省公文書736(財政省公文書736/TCHTQT(2004年1月19日)): 輸出加工企業が国内市場において販売する商品(2003年7月1日以降輸入品として税関に申請したもの)に対さ、下記の条件を満たす場合はCEPT関税が適用される。 – 2003—2006年のCEPT/AFTAの関税引き下げリストに記載されている品目であること。 – ASEANの原産地証明書(フォームD)の基準を満たしていること。	0					財政省公 文書736 /TC-H TQT(20 04年1月 19日)
資系企	(1)外資法に基づく優遇税制維持											
使は人間 作成 作成 作成 作成 作成 作成 作成 作	ベトナム政府は、今回の法人税法 改正は、別途外資法に規定されて いる外資系企業に対する法人税の 優遇措信(10%、15%、20%の 優遇税制)には、投資ライセンスの 形態が変更されない限り何ら影響 を与えないことを確認する。	即座に実施	MOF, MPI		・MPIは、投資法の政令案について、日本商工会から意見聴取する。	・財政省は政令164号を改正、補則した。政令152/2004/ND一CPを公布した。 ・計画投資省は財政省と協力し、同政令改正によるインパクトへの評価を継続。 ・2004年10月25日、日本商工会は、財政省に対し、ハイテク企業の優遇税制の復活と首相裁定案件の明確化と優遇税率(例えば10%)の全期間適用につき、改善申し入れた。・特別奨励投資プロジェクトのガイドラインについては、首相の2005年4月8日付指示13号で規定された。それによると、MOFがこの問題について2005年第2四半期内に首相に提出する責任を負う。ガイドラインに分野・地域等の基準を設定することを検討中。 ・首相指示13号において、MPIが2005年第2四半期にハイテクを業に対する優遇制度を策定し、首相へ提出することを規定。・・首相指示13号においてMOFがMPI及び関連省庁と連携して法人税に関する新規定の実施過程で発生する問題点の解決に係るガイダンスを公布することを規定。・・2005年11月15日、ペトナム側は、投資法の政令案を日本側に開示した。この政令案において、特別奨励投資プロジェクト及びハイテクパーク以外の場所に投資をするハイテクので規定されている。・2005年9月、MOFは新制度施行ガイダンスを公布した。・2005年9月、MOFは新制度施行ガイダンスを公布した。・2005年9月、MOFは新制度施行ガイダンスを公布した。・2005年9月、MOFは新制度施行ガイダンスを公布した。・2005年9月、MOFは新制度施行ガイダンスを公布した。・2005年9月、MOFは第一次に対応では、対応は対応では、対応では対応が表述が表述が表述を表述が表述を表述が表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	0					政令 152/2004/ ND-CP 首相指示 13号 (13/2005/ CT-TTg、 2005年4月 8日)

		実施スケ	担当機関			進展	ベトナム側のODA		日本	ODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール	越日本	当面の措置	進展	進展に対する	要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
	また、今後公布される改正法人税 法の施行細則政令においてその旨 明記する。	2003年末			・法人所得税法の各施行細則政令は、この問題について明確に規定している。 ・投資法の政令案において、特別奨励投資プロジェクト及びハイテクパーク以外の場所に投資をするハイテク企業に対する優遇税制について規定されている。	0					
	(2)既進出企業の既存インセンティブの確保	m# 1-\$	MOS WES		907年11人来1二十一707年8本(延州休)上市12						
	ベトナム政府は、今回の法人税法 改正は、既に進出している企業が 既に得ているインセンティブには何 ら影響を与えないことを確認する	施	MOF WT3		・既進出企業に対する既存恩典(税制等)は確保された。	0					
	また、今後公布される改正法人税 法の施行細則政令においてその旨 明記する。	2003年末 前に可及 的速やか に実施	-		・通達88号(2004/9/1)において明記された。	0					通達第88 号 (2004/9/1)
3 個人所得 税の改善	(1)ベトナム政府は、2004年に国会に個人所得税法令の改正を提案する。その中で、周辺諸国との競争力を担保するため個人所得税の最高税率の引き下げに関する提案も含める。	次期個人 所得税法 令改正時	MOF WT3		・実施済み。国会常務委員会において高額所得者の個人所得税法令第14号(14/2004/PL-UBTVQH11)が採択され、7月1日から施行。・その中で、外国人の個人所得税の最高税率は50%から40%に引き下げられた。	©			・日本の財務省 財務究所にいるペート ・日務発所にいるペート ・ロック ・ロック ・ロック ・ロック ・ロック ・ロック ・ロック ・ロック		個人所得税 に関する法 令第14号 (14/2004/ PL- UBTVQH11)
	(2)ベトナム政府は、2006年中に 新個人所得税法を制定することを 国会に提案する。また、この新個人 所得税法においてベトナムに適し た所得控除制度を盛り込むことを 国会に提案する。	個人所得		・新個人所得税法改正に向け、具体的な控除項目・算出方法に関し、日系企業から意見聴取を行う。	しており、2006年11月に国会常任委員会に提出	0					

		中#7 ~ ~	担当	機関			進展	&L±1/810000A		日	本ODAによる支援	1.7-1.5
	アクションプラン	実施スケ ジュール	越	日本	当面の措置	進展	に対する	ベトナム側のODA 要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	レファレンス
4 外促の(トサなど) 国進 ワッーど) 資動大ス・ス	(1)関係省庁及び地方政府の投資 促進活動のための経常予算を確保 する。財政省は2001年8月28日の 議決に規定されたこの規則の実施 の責任を有する。		MPI	WT2		・2004年3月に行われた外国投資に関する会議で、副首相は外国投資促進基金の創設を準備する指示を出した。 ・2004年9月13日、基金の設立について首相府に提案した。 ・2004年11月4日、首相601号公文により基金の設立に同意することが通知された。投資促進基金は国家予算(外資セクターからの収入)が当てられ、各組織、企業からの協力も得ることとする。・首相指示13号において、MPIがMOFと連携の下2005年第2四半期に投資促進基金の設置案を首相へ提出することを規定。また、MOFが2006年以降の各省庁及び各地方の毎年の経常支出予算に投資促進活動を計上することを規定。・2005年11月現在、計画投資省は2006年から基金を利用するため、外資企業からの税収(法人税、固定資産税、関税等)の約1%(約100bilVND)を基金とする案を検討中であり、年内に首相に提案する。・財政省は2006年から地方の経常支出予算に投資促進活動を計上する。	0	・外国投資庁キャ パシティビルディン グに係る支援要請 あり。			・2006年度技術協力案件として 「外国投資環境整備プロジェクト」を採択予定。	C 首相指示 13号 (13/2005/ CT-TTg、 2005年4月 8日)
	(2)ベトナム政府は、外国投資に関連する各種許認可発行やトラブルシューティングに関して矛盾が生じた場合、コンタクト・ポイントとしての計画投資者が、関係省庁と連携し、外国投資法や国際約束に整合的な法的措置又は実体上の措置が講じられることを保証する。					・政府は、地方分権の強化と同時に、外国投資法及び外国投資に関する国際協定を遵守するための法律施行対策を確保することを目的とし、以下の内容を規定する議決08/2004/NQ-CP号を提出した。 ー中央と地方の責任と役割を明確化。 ー省レベルの実施を中央がモニタリングする機能の強化。 ー地方で解決できない問題を、中央に上げて解決する仕組みの構築。 ・首相指示13号において、計画投資省が2005年第2四半期に、投資活動の国家管理に関する各省庁及び地方人民委員会の協力体制に係る規制を策定し、政府へ提出することを規定。・計画投資省は、首相指示13号に従い、外国投资を促進するため、以下の提案をワーキングチームを組織して策定中。 ー計画投資省と関係省庁との連携の枠組みの構築。 ー地方に権限を委譲し、権限を明確にして、地方の執行能力を高める。	0			・PRでは、		議決 08/2004/ NQ-CP号

	1			担当機関		1	進展			В	本ODAによる支援	I I
		アクションプラン	実施スケ ジュール		半面の増置	進展	に対する	ベトナム側のODA 要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	レファレン ス
						・地方への権限委譲については、投資法・企業法の政令において規定される予定(登録で済む案件、審議が必要な案件等についても規定される)。・協力体制の案は、投資法・企業法の内容と整合するよう修正中。・投資法・企業法の施行後の投資認可等に係る企業と地方とのトラブルは、計画投資省が相談を受け、地方政府を指導し、調整を行う。				ポール投資協力 推進セミナー (2004年7月20日	見本市視察等のミッションを派遣 (2005年11月27日~30日) ・逆見本市併催でセミナー開催 (11月28日ハノイ)	
5 主要産業 要産 要 を 関 を 策 定		(1)ベトナム政府は、「産業発展戦略」、「M/P」の策定過程において、外資系企業の意見を十分に聴取する場を必ず設けることを約束する。	即座に実施	MPI 事局		・次期5カ年計画について、国際コミュニティを含む関係者から広範な意見聴取を実施した。						

		実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日	本ODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール		日本	当面の措置	進展	に対する	开车 电	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
	(2)ベトナム政府は、関税政策、税制などの関連政策と整合性をもった主要産業の発展戦略、M/Pを早期に策定する。	早期に実施				・首相は2004年12月22日付けで、指示47号を公布した。指示はMOIが中心になって裾野産業育成案を策定するよう委任している。同案は、裾野産業育成のための仕組み・優遇政策・支援策を提出することを含む。また、同案は、政府が2005年第2四半期に採択することを目途として作成する。・首相指示13号において、MOIが2005年第2四半期に二輪車産業開発マスタープランの案を首相へ提出することを規定。また、MPTがMPI及びMOIと連携の下、2005年第2四半期に電子産業開発マスターブランを策定し、首相へ提出することを規定。・2005年11月現在、裾野産業については2006年第1四半期に首相提出予定。2輪車については2006年第3四半期に首相提出予定。2輪車については2006年第3四半期に首相提出予定。2輪車については2006年第3四半期に首相提出予定。2輪車については2006年第3四半期に首相提出予定。2輪車についてはないの後本第3四半期に首相提出予定。2輪車についてはなの6年第3四半期に首相提出予定。2輪車についてはなの6年第3四半期に首相提出予定。2輪車についてはなスタープランの策定を終え実施計画の案を策定中。				・第令(2005年1月26日) ・第令(2005年1月26日) ・二輪プラー・二輪プラー・二輪では、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	・第2回、第3回裾野産業育成セミナー	2 首相指示 13号 (13/2005/ CT-TTg、 2005年4月 8日)
6 短期滞在 ビザ導入	ベトナム政府は、日本人に対する 短期ビザ免除(商用含む予定)を 2004年の出来るだけ早期に供与す る。	2004年の 出来るだけ 早期		事務		・実施済み。2004年1月1日から、日本人に対し、 観光又は商用目的での15日以内のベトナム滞在 が、以下の条件を満たしていれば、ビザが会開。 一入国時点でパスポートに3ヶ月以上の有効期間 がある。一復路又は他国へ行くための交通手段 のチケットを有する。一ベトナム国内法により入国 禁止措置を受けていないこと。・さらに、7月1日よ り、一般旅券、公用旅券、外交旅券の種類を問わ ず、観光又は商用目的でなくとも入国ビザが免除 された。						法文書
7市スジの(資及系の放参 一連越定外社場 一連越定外社場		協定発効 後、ガイド ラインは可 及的速や か	MPI	WT1	・MPIは、投資法の政令案について、日本商工会から意見聴取する。	・日越投資協定発効後は、投資協定のスケジュールに沿って市場開放を進めていく。 ・首相指示13号において、MPIが各関連省庁との連携の下、投資誘致分野の拡大案及び外国投資の投資形態の多様化について研究を継続することを規定。 ・首相指示13号において、MOTがMPIとの連携の下、2005年第2四半期にサービス分野における外資誘致計画を作成し、必要であれば政府へよ規範の修正、補則を要求すること、及び保健が医療分野、薬品・ワクチン・バイオロジー商品・医療設備の生産販売の分野への外資誘致のために投資誘致計画を策定し、2005年の第3四半期に首相へ提出することを規定。 ・MPIは、投資法の策定に併せ、市場開放に関する政令案を策定済み。政令案では分野ごとの参入条件、優遇を定めている。 ・2005年11月15日、ベトナム側は、投資法の政令案を日は開示した。この政令案において市場参入に関し規定している。						首相指示 13号 (13/2005/ CT-TTg、 2005年4月 8日)

		実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日本	KODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール		日本	当面の措置	進展	に対する	元五 金金	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	2
	(2)ベトナム政府は、日本の「総合商社」の支店機能を拡大する。このためベトナム政府は、地域・国際経済への統合スケジュールに治った軸出入商品の品目拡大、輸出入バランス規制の緩和等を行うための商業法改正を行うよう国会に提案する。	出来るだけ 早期に国 会へ提案	MPI, MOT	WT1	・日本商工会は商業法施行政令 案に関する意見書を商業省に提 出する予定。商業省と日本商工会 議所は、これに基づき意見交換を 行う。	・商業省は、改正商業法案を2004年秋の国会に上程し、2005年5月の国会で成立。 ・ドラフトは商業省のHPに掲載し、意見聴取を行った。詳細は、政令45号(Decree45/2000/ND-0P)を改正する政令案において規定。商業省は政令案を公開して、意見聴取を実施した。 ・2005年に改正された商業法(2006年1月から施行)は、商社の出先機関として従来の支店及び代表事務所の他、合券企業及び100%外資の2つの新形態を追加した。これらの追加は、米越通商協定、日越投資協定等、ベトナムがコミットした国際約束及びWTO加盟に必要とされる規定に整合性を持つもの。現在商業省は2005年改正の商業法の2つの施行細財政令を定中。それらの政令において、代表事務所、支店、外資商社の設立に関する具体的なガイラインが提示される。またこれらの政令は2006年1月以前に首相へ上程される予定。・商社の支店が設立できるのは、投資法が施行される2006年7月からとなる見通し。						
8 不当な投 資ルール の廃止	発効時に即座に80%輸出義務規定(一部品目除く)及び取締会全会	投資協定に定められたスケジュールに沿って実施		WT1		・80%輸出義務については、昨年の政令27の制定により原則廃止された。但し、一部品目に関しては日越投資協定に基づき引き続き80%輸出義務を維持される。				PRSC4のアク ションに含まれ て達成された。		政令27/ 2003/ ND-CP 「外国投資 法施行細 則政令24 号改正」 (2003年3 月19日)
			MPI			・2005年11月29日、企業法が国会を通過した。同 法において、全会一致制の規定は廃止された。	0					
			MOI			・首相は2004年12月28日付けで、2005年1月1日からベトナム人と外国人に対する電気料金を統一する決定第215/2004/QD-TTg号を公布した。これにより二重価格制度を完全に廃止した。	O					首相決定 215号 (215/2004 /QD-TTg, 2004年 12月29日)
			MOS T			・現地調達要求に関しては、日越投資協定の発効とともに、日本の投資家に対しては四輪(2006年末まで。最高5%)を除き現地調達要求が廃止された。 ・2004年10月1日、科学技術省は4輪車の現地調達率に関する通達を公布した(2005年3月17日発効)。しかし、2004年12月19日に日越投資協定が発効したため、同協定が同通達より優先して、日系企業が同通達に従う必要はない。						MOST大 臣決定28 号

	宝施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日	本ODAによる支援	レファレン
アクションプラン	ジュール	越	日本	当面の措置 	進展	に対する	要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	2
ティブリストに記載されている分野 以外の全ての分野で100%外資 の参入を認める旨を法律に規定す ることを次期外資法改正時に国会 に提案する。	法は国会に提案を対している。	MPI	WT1	・MPIは、投資法の政令案について、日本商工会から意見聴取する。	あれば100%外資企業も含め全ての投資形態を選択可能」という内容を記述している。投資法、企業法は、2005年11月29日に国会を通過した。・首相指示13号において、MPIが各省庁及び省レベル人民委員会と連携の下、2005年第3四半期に、「投資が認可されない、また、投資が条件付きとなる投資分野のリスト」の修正案を見直しの上作成し、政府へ提出することを規定。・2005年11月15日、ベトナム側は、投資法の政令				・PRSC4において、所有形態による無差別無差別原と企びたながらながらながらながらながらながらまれた(前者はトリガー)。		
 (1)無期限労働契約		1									
		MOLI SA	WT4	・これらセミナーを開催する際には、案内状を日本商工会に送る。	・2004年11月15日、ストライキに関する手続きについて、外国投資家から意見聴取を行った。・2004年11月24日、ホーチミン日本商工会から意見聴取・ストライキに関する法律及び社会保障に係る法律の策定過程において、MOLISAは、2005年6月及び7月にかけて、ホンダ、キャノンを含む多くの企業の意見を聴取した。2つの法案は2005年11月の国会で可決された。	P					
					【日本側は、日本商工会へセミナー案内が送付されなかったためムと評価。ペトナム側はセミナーに一部の日本企業が参加したので〇と評価。】						
② ベトナム政府は、次回の労働法改正時に、労働コストの上昇度、企業の意見聴取、他国の制度との比較を通じて、強制的な無期限契約に関する制約をなくすかどうかにつき検討する。				無期限契約について改正する方	業から意見を直接聴取しているところ。様々な要因を検討しているが方針は決めていない。 ・労働法の改正時期は決まっていない。 ・首相指示13号において、MOLISAが2005年第2四半期に、無期限労働契約に関する規定の見直し・撤廃案を首相へ提出することを規定。 ・首相指示13号に関し、2005年中に首相に提案を手出する予定。現状維持、無期限と有期限を併						
(2)年次有給休暇の残業代											
ベトナム政府は、次回労働法改正 時に、有給休暇における勤務を残 業代の対象とすることの是非につ いて検討し国会に提案する。		MOLI SA	WT4	見聴取の案内は日本商工会と JETROに送付する。 ・日本側は以下要請する。 一早期に方向性を明らかにすること。 一ペトナム政府が検討の上、有給 休暇における勤務を残業代の対 象とすることについて改正する方	業から意見を直接聴取しているところ。様々な要因を検討しているが方針は決めていない。 ・労働法の改正時期は決まっていない。 ・労働活の改正時期は決まっていない。 ・首相指示13号において、MOLISAが2005年第2四半期に、有給休暇中に残業手当と同じ賃金を適用する必要性・合理性の検討案を首相へ提出することを規定。 ・首相指示13号に関し、2005年中に首相に提案	0					
	ティブリストに記載されている分野 以外の全ての分野で100%外資 の参入を認める旨を法律に関立 に提案する。 (2)次期外資法改正に伴う施行となり り詳細なイガティブリストを定める。 (2)次期外資法改正に伴う施行とよったの。 (2)次期外資法改正に伴う施行とよる。 (2)次期外資法改正によったの。 (1)無期限労働契約 ① ペトナム政府は、2004年以降、引き系企業に対してもつを関係を更に対してもつを関係を更に対してもつを関係を更に関係を更に関係を更に関係を更に、対して、労使関のと投資。 ② ペトナム政府は、次内の上度とかである。 ② ペトナム政府は、次内のと関係を外資系の参画を得て開催する。	(1) 外資法施行細則政令上の分野以外の全ての分野以外の全ての分野で100%外資の参入を認める旨を法律に規定することを次期外資法改正に伴う施行細則政令(政務を受けることを次期外資法改正に伴う施行細則政令(政務を受けることを次期外資法改正によって、より詳細なネガティブリストを定める。 (2) 次期外資法改正に伴う施行細則政令(政務を受ける) では、2004年以降、引き続き労働訴訟の事例情報を外資系企業に対してもっと情極を同じ、労使関係を更に良好なものにすることを目的とした中央政府レベルのセミナーを投資家の参画を得て開催する。 (2) ベトナム政府は、次回の労働法改正時に、労働コストの上昇度、企業の意通じて、強制的な無期との比較に関する制限との比較に対して、強制的な無期と契約に関する。	(1) 外資法施行細則政令上のネガティブリストに記載されている分野以外の全ての分野で100%外資の参入を認める旨を法律に規定することを次期外資法改正に伴う施行細則政令(政会で)改正によって、より詳細なネガティブリストを定める。 (2) 次期外資法改正に伴う施行細則政令(政会で)改正によって、より詳細なネガティブリストを定める。 (1) 無期限労働契約 ① ベトナム政府は、2004年以降、路子強に対してもっと積極的に開示するとともに、労使関係を更に良好なものにすることを目的とした中央政府レベルのセミナーを投資家の参画を得て開催する。 ② ベトナム政府は、次回の労働法改正時に、労働コストの上昇度、企業の意通じて、強制的な無期限契約に関する制約をなくすかどうかにつき検討する。 (2) 年次有給休暇の残業代 ベトナム政府は、次回労働法改正時に、発動に関する制約をなくすかどうかにつき検討する。 (2) 年次有給休暇の残業代 ぶトナム政府は、次回労働法改正時に、発動のな無期に対した。	(1)外資法施行細則政令上のネガ 次期外資 MPI マイブリストに記載されている分野 以外の全ての分野で100%外資 法國主法 に国会に 提案することを次期外資法改正に伴う施行細則政令(政令27)改正によって、より詳細なネガティブリストを定める。 (2)次期外資法改正に伴う施行細則政会(政令27)改正によって、より詳細なネガティブリストを定める。 (1)無期限労働契約 ① ベトナム政府は、2004年以降、引き続き労働訴訟の事例情報を外資系企業に対してもっと積極のに開示するとともに、労使関係を更に良好なものにすることを目的とした中央政府レベルのセミナーを投資家の参画を得て開催する。 ② ベトナム政府は、次回の労働法改正時に、労働コストの上昇度、企業の意見聴取、他国の制度との比較を通じて、強制的な無期限契約に関する制約をなくすかどうかにつき検討する。 ② ベトナム政府は、次回の労働法改正時に、労働コストの上昇度、企業の意見で、強制的な無期限契約に関する制約をなくすかどうかにつき検討する。 (2)年次有給休暇の残業代 ベトナム政府は、次回労働法改正時に、分別を通じて、強制のな無期限契約に関する制約をなくすかどうかにつき検討する。	(1)外資法施行細則政令上のネガ 法改正時に別令 (2)次期外資 (2)次期外	(1)外資法施行機制版令上の本力 次明外資	(1)外資法監行機関設合上のおり、実際分別 デイリストに記載されている分野・大阪の分野・大阪の分野・大阪の分野・大阪の大阪・大阪・大阪の大阪・大阪の大阪・大阪の大阪・大阪の大阪・大阪の大阪・大阪の大阪・大阪の大阪・大阪、大阪大阪、大阪	(1) 計算法除行機則政令上の3力 法成政所 ディブリストに対応されている分野 法成政所 以外の支生の対象を記せないる分野 法成政所 はおめる生の対象を記せないる分野 法成政所 はおりませない。	(7) 所有通常性関連合金のみまた。	(7) 外質運用機能を企のありまた。	(1) 年度に使用を開発している。

		実施スケ	担当	当機関		<u> </u>	進展	ベトナム側のODA		日本の	DDAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール	'		当面の措置	進展	に対する	ペトナム側のODA 要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
11 土地法			RE	WT2		・実施済み。改正土地法は2003年11月26日国会を通過し、2004年7月1日発効した。 ・施行細則は2004年10月29日公布された。改正土地法の施行過程において、何らかの問題がある場合は、直接MONREにコンタクトすることができる。	0					改正土地 法、政令 181/2004
	(2)一括払いで取得した土地使用権及び付着する資産(建物等)に関してリース、出資、ベトナムで活動が認められている金融機関からの借入れ抵当権の設定を認める。					・実施済み。改正土地法は2003年11月26日国会を通過し、2004年7月1日発効した。 ・施行細則は2004年10月29日公布された。改正土地法の施行過程において、何らかの問題がある場合は、直接MONREにコンタクトすることができる。	0			・PRSC4のアク ションとして、土 地法実施を登録・ 他所格設定のなら に各Provinceで の土地登場局 設立がPRSC5 のトリガナ。		
	(3)分割払いでリースを受けている、土地に付着する資産(建物等)に関して譲渡、上記抵当権の設定を認める。					・実施済み。改正土地法は2003年11月26日国会を通過し、2004年7月1日発効した。 ・施行細則は2004年10月29日公布された。改正土地法の施行過程において、何らかの問題がある場合は、直接MONREにコンタクトすることができる。	©					
	(4)土地利用期間が50年(70年)である場合は更に50年(70年)の更新を認める。					・実施済み。改正土地法は2003年11月26日国会を通過し、2004年7月1日発効した。 ・施行細則は2004年10月29日公布された。改正土地法の施行過程において、何らかの問題がある場合は、直接MONREにコンタクトすることができる。	0					
12 「原の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ベトナム政府は、部品・原材料等の 輸入計画申請制度を廃止する	2年以内に実施	MOT	WT7		・外資系企業の生産用部品・原材料の輸入計画 承認制度の廃止について、商業省は2005年3月4 日付けで文書第1002/TM-KHDT号を首相に提出 し、現在首相の指導意見を待っているところであ る。 ・商業省はガイドラインを作成する予定。 ・2005年3月4日、商業省は、公文書 (No.1002/TM-KHDT)をもって、原材料及び代替 部品の輸入計画承認制度の廃止について首相に 報告した。 ・2005年4月6日、首相府は公文書1753(1753/VPCH-QHQT)により、本件に関し、商業省 の意見に賛成する旨のブー・コアン副首相の意見 を伝えた。また、計画投資省へは政令24号を改正するよう指示した。計画投資省は、統一投資法 案改訂作業において本件を考慮した上、輸入計 画申請制度を廃止する内容の政令案を策定した。 ・投資法が施行される2006年7月から実施される 見込み。	0					商文書 来 手

		実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日	本ODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール	越	日本	当面の措置	進展	に対 する	सम्बद्ध	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
13 技術移転の促進	(1)ベトナム政府は、現在検討中の技術移転に関する施行細則政令(政令45)の改正により民間企業に関してはロイヤリティ金額の上限を廃止する(1年以内に実施)。また国営企業の資本参加を得ている企業に関してはロイヤリティ金額の上限廃止に向けた緩和を行う。	上限を廃 止する(1 年以内に 実施)	MOS	WT6		政府は、2005年2月2日付けで技術移転の細則に関する政令第11/2005/ND-CP号を公布した。これは1998年7月1日付政令第45/1998/ND-CP号に代わるものである。新政令は、▽技術移転の金額の制限規定を廃止し、決済方法を多様化した▽技術移転による出資額制限規定(法定資本の20%を限度とする)を廃止した▽技術移転契約の内容にある規定を廃止して、公安最小限の必須条項のの決定に任せることとした▽技術移転契約の内容にあり、製定し、具体的内容は各側(購入側・販売側)の合関す定し、具体的内容は各側(購入側・販売側のの決定に任せることとした▽技術移転契約の内容に列度に、具体的内容は各側(購入側・販売側のの決定に任せることとした▽技術移転契約の承認の決定に任せることとした▽技術移転契約の承認を強力を発展上して、企業は契約登録手続きを廃止して、企業は契約登録手続きを廃止して、企業は契約登録手続きを廃止して、企業は契約登録手続きを廃するが関に短縮された。また、地方への管理権充された目がらの審査期間は45日間が経済を施したがない。マ2つの新しい規定が補充された。事業特許に関する規定である。事業特許はこれまで支援地する規定である。事業特許はこれまで、大大大人側は政令45号のガイドラインの状況を文書で提出する。ガイドラインが提出されなければ評価は〇】						政令11号 (11/2005/ ND-CP, 2005年2月 2日)
	(2)ベトナム政府は、次期民法改正時に技術移転契約期間規制の廃止に向けた緩和のため改正提案を国会に行う。	次期民法 改正時に 実施				・政府は、2004年秋の国会常任委員会に民法改正案を提出した。改正案には、技術移転契約期間規制の廃止が盛り込まれた。民法は2005年6月14日に国会を通過した。	0					
	(3)技術・ノウハウ等知的価値とその対価に関する越関係者への啓蒙活動を実施する。	2004年7月 頃に対の開転を 知に対いています。 短いはのでは、知いでは、 をしています。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			ミナーをハノイとHCMで開催予定。 ・日本側は下記要請した。	・科学技術省は現在、知的所有、科学技術に対する価値、補償についての啓蒙・普及活動を行っている。2004年にはこれらの問題をめぐるシンポジウムが多数開催された。・2004年には、5月にHCMとナムディン、11月にハロンとラクザーでセミナーを開催し、地方政府の職員がのべ455名参加した他、企業も多数参加した。・2004年にホーチミン市でテクノロジーマーケットを開催し、22万人が参加し、160件の契約が結ばれた。・政令11号に関し、6回セミナーを開催した。	P					
	(4)ベトナム政府は、技術移転を促進するため、政令45の改正時に時限措置として優遇税制の導入を検討する。	改正時		WT3, WT6		会で使用する。使用されなければ情報不足によ <u>い野庭本をおいい</u> ・2004年1月から法人税の優遇措置を導入した。 (政令164及び政令128)	0					
14 広告宣伝 費等の キャップ制 度の廃止	(1)ベトナム政府は、国際経済への統合のコミットメントを実施するロードマップに沿って、次回法人税法改訂の作業の中で上限額の廃止を含めて検討する。		MOF	WT3		・国際公約実施スケジュールに適するよう、適切な期間内に改正を研究する。 ・次回法人税改正(2008年)に向け、情報収集と企業からの意見聴取を行っている。	0					改正法人 税法」は第 11期第3回 国会(5月3 日~6月17 日)を通過。

		実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日	本ODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール		日本	当面の措置	進展	に対 する	THE BAR	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
	(2)ベトナム政府は、2004年内に、 法人税法施行細則政令で14種類 の損金算入項目について定義を明 確化する。				・引き続き企業からの問い合わせがあればオフィシャルレターで回答する。多くの企業に共通する内容については通達を出す。・日本側は以下要請する。一Q&Aを更にわかりやすく改善すること(論点別の整理、Q&Aの更なる追加など)。	・新しい法人税法の施行のための通達(128号/2003年12月21日)の中で、損金に算入されない費用については記述が詳細になった。しかし損金に算入される費用については定義は変更されていない。 ・通達公布と同時に会計基準を明確にした。・典型的な質問についてはQ&Aを冊子「415の税務の質問」にして配布している。また、Websiteで公開する準備をしている。	0					
15 30%以上 出資の東の 入村方付け の廃止	・ベトナム政府は、可及的速やかに、越側出資が30%以上の合弁企業の設備、建築物等の発注に際しての入札方式義務付けを撤廃するために、入札法令の改正案の作成を関係省庁に指示し、国会常務委員会に提出する。	やかに実	MPI	WT1	・日本側はこの問題の再検討を要請する。	・2005年11月の国会で審議中の入札法案において、国家の資金を30%以上投入するプロジェクトには入札義務がある旨規定されている。・今後策定される入札法の政令では、対象となるプロジェクトの定義として、国営企業が30%以上出資する合弁会社が対象になる旨規定する予定(なお、定義によれば、国営企業が30%以上出資する合弁会社の親会社である国営企業が株式化され、国以外の者が株式を保有して当該合弁会社への国からの出資が計算上30%未満になれば、入札法の対象外となる。)。	×					
16 金融機関 の資産の海 外運用規 制の廃止	ベトナム政府は、国際約束に沿って可及的速やかに外銀支店及び保険会社の資金・資産の海外運用規制を撤廃する。	やかに実	SBV	WT3		〈外銀支店〉 ・国家銀行は決定293/2004/QD─NHNN(2004年3月22日)を公布し、外国銀行、合弁銀行が口座を開設する際に、無期限とするか、期限付きとするかは外国の各信用機関の決定に任されることとした。 〈保険会社〉 ・海外運用に関する制約はない。	0					2004年3 月22日、国 家銀行総裁 決定第293 号 (Decision No.293/200 4/QD- NHNN)
17 資本規制 の廃止	(1)現行法では減資は厳しく制約されているが、ベトナム政府は、外資系企業の事業に一層の柔軟性を持たせるために、次期外資法改正時に一定の条件の下に減資を認める法改正を行うよう国会に提案する。	法改正時に実施	MPI	WT1		・企業法案には、減資に関する規定はない。法案は2005年中に国会に提出され、審議・成立する見通しである。法が施行されれば企業の判断で減資が可能となる。 ・投資法は、2005年11月29日国会を通過した。 ・投資法案には、法定資本金に関する規定はな	© ©					
18	める法定資本金の下限規制(現行 30%)につき、次期外資法改正時 に緩和することを国会に提案する。 ペトナム政府は、固定資産輸入枠	法改正時に実施	MOT	WT7		い。法案は2005年中に国会に提出され、審議・成立する見通しである。法が施行されれば法定資本金に関する制約は無くなる。 ・投資法は、2005年11月29日国会を通過した。 ・首相指示13号において、商業省は財政省と協力						首相指示
に 国輸入 に 定 に に の で に の で を を を を の で の で の で の で の で の で の で	の計算時に減価値知累計額を考慮 すべきことを明確化するための法 文書を制定する。	に実施	MOF			して、固定資産輸入枠の計算時に減価償却累計 観を考慮することに関する指導文書を、2005年第 2四半期内に公布する責任を負うことを規定。現 在、商業省は財政省に意見を求めているところ。 ・2005年8月16日、商業省は、公文書 No.16/2005/TT-BTMを公布した。これにより、固 定資産を形成す機械機器・設備及び車両の輸入 計算に累計減価償却費を計算することを明確にし た。						13号 (13/2005/ CT-TTg、 2005年4月 8日)

		実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日本	ODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール			当面の措置	進展	に対する	755 Balt	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
9 関透信調迅簡 実明頼和速素 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1)改正京都規約の早期批准		MOF	WT7		・首相指示13号において、MOFがMOJと連携の下、2005年中に改正京都規約の批准草案を首相に提出することを規定。 ・税関総局は、税関の法制度と同規約を比較・評価し、またに対照して、関連のインフラ設備状況を検討した上で、首相に提出するための同規約加盟提案書を作成した。(2005年中の首相に提出するべく、現在各省庁へのヒアリング中)。・今後、税関法、電子商業法、投資法、租税法等の改正が必要となる。またインフラのIT化、人材育成が必要。						首相指疗 13号 (13/200 CT-TTg. 2005年4 8日)
	(2)新制度の円滑な執行				・貨物検査の更なる簡素化について、ベトナム側は日本側と意見交換をする。		J			・PRSC4にて新 税関法かア クションに含ま れた結果達成さ れた。		新規文
						・改正税関法は国会を通過し、2005年5月の国会可決し、2006年1月1日から施予定。現在、税関総局は、各施行細則 政令を作成中。 ・出入国申告書(CHY2000)を変更する旨財政省に要請した。 ・税関法を遵守している企業に対する優先カード発給の基準に関する財政省大臣の決定を作成する。						

	実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日	本ODAによる支援	レファレン
アクションプラン	ジュール		日本	当面の措置	進展	に対 する	200 846	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	2
(3)適正通関の徹底				・税関総局は、今後定期的に日本 企業(工業団地等)との意見交換 の場を設ける。	・税関実務システムを再編し、以下の改善を図った。 ーホットラインを設置した。また、企業向けのトラブルシューティング・チームを組織し、疑問について事前の問い合わせがあれば回答している。一2005年7月からHCM及びハイフォンにて、オンラインで事前申告し、税関が申告を妥当と判断すれば、事前申告の内容でそのまま手続きできるシステムを導入し、手続きを円滑化した(これまで)。全国の都市・省の税関局において、税関申告書別、租税別の税金滞納のモニタリングシステム(強関・監督・とのを選集を表している。統一された管理システムのもと企業に対する強制措置が実施され、税関総局に送られている。一商品分類について、デリケートな品目でなければ面会する職員は一名のみとした。一商品検査と計算は、従来二名の職員が対応していたところ、一名のみとした。						
(4)不正取引に対する取締制度・検査手法の整備					・政府は税関の活動範囲及び活動基盤について 規定した政令107号(107/2003 – NDCP、2003 年12月23日付)を公布した。 ・政令107/2003/ND-CP号(2003年12月23 日)は、税関の活動範囲、不正取引、密輸、税関 法違反 の防止における連携体制を規定した。 ・首相は、決定No.65/2004/QD-TTgを公布し、不 正取引防止業務を専門とする税関部門の活動を 規定し、不正取引防止のための特殊な業務措置 の適用を認可した。	©					政令107 号 (107/2003 - NDCP、 2003年12 月23日付)
(5)行政機関相互の連携・協力体 制の促進					・地方計画投資局、公安、国境警備隊との連携・協力を実施。 ・2004年8月31日、財政省は、輸出税の還付に係る財政省通達87号(87/2004/TT-BTC)を公布した。また、国庫納付に関する通達を公布した。	0					
(6)税関職員の質的向上				本側と意見交換をしていく。 -通関の電子システム化及び電子 化した通関システムに適応した組 織体制について諸国の経験を学 電・視察するスタディツアーの実施 支援。	-JICAプロジェクトの実施について合意。今後、HS分類(含む分析)、事後調査、関税評価分野の地方税関研修における指導員を育成する。 -中央から地方までの職員の資質向上プログラム(近代化プログラム(ベトナム税関マスタープラン2004-2006)及びIT活用促進プログラム)を実施している。 -新規採用に際し、商品知識のある人材を優先				・「税関行政近 代化のための指 導員を成プロ ジェクト」実施 ・財務省による 関税技術協力 実施中。		

		担当	機関			進展	# # 1 / # # O O D A		日本	ODAによる支援	
アクションプラン	実施スケ ジュール		1	当面の措置	進展	進展に対する	ペトナム側のODA 要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	レファレンス
(7)税関手続き関連情報の公開				・日本側からホームページに対する要望があれば、税関総局に申し入れる。	・情報公開に関し、以下の取り組みを実施している。 - 2004年10月1日、ホームページ (www.costoms.gov.vn)を開設し、規定等の情報を 公開している。 - 税関新聞(週二回発行・市販)において、新たな 情報を提供している。 - 新規の手続きについてはセミナーを開催して説明している。 - VTV2の番組において、税関手続きに関する質 疑応答をしている。 - 2005年5月から英語版ホームページを公開し た。	:					
(8)GATT・WTOに沿った関税評価定義の段階的確立(最低価格制の段階的削減)		-			・政令60号(No.60/2002/NDCP, 2002年6月6日) 及び通達118号(118/TT-BTC、2003年12月 8日付)によってWTOルールに則した関税評価手 続が幾つかの輸入品目に対して示された。これら の規定はWTO評価(tri gia)協定を遵守するもの である ・通達87号(87/2004/TT-BTC,2004年8月31日 付)により、輸出入品に適用される税率は GATT/WTOの原則に即したものとなった。 ・2005年5月1日から最低価格制は完全に廃止さ れた。 ・現在GATT/WTOルールに従って、税関法およ び輸出入税法のガイダンス政令を作成中。それら の政令においても最低価格規制は廃止されてい る。						政令60号 (60/2002/ NDCP)及 び通達11 0号 (118/TT- BTC、2003 年12月8日 付)通達8 7号 (87/2004/ TT- BTC,2004 年8月31日 付)
(9)通関時の知的財産権の保護に関する税関手続き関連規則の研究・制定		-		・企業等から更なる改善要望があれば、改正・補則を行う。 ・税関総局は、日本企業に以下要請する。 一税関総局が商品に関する情報 提供を日本企業に要請する際、これに協力する。	るために、ベトナムは下記の作業を実施した。 -知的財産権法を起草し、国会に上程した。同法 の第4章は、知的財産権の実施及び知的財産権 に関する輸出入品の国境監査措置の適用につい	0					通達 58/TTLT- BVHTT- BTC date 17/10/200 3
(10)事前教示制度の実施				・現在HS2002に基づき実施しているところ、今後HS2007に基づく制度に変更していく。	・通達85号(2003年8月31日)において、輸入前の 商品に関する分類の方法を詳しく規定しており、 事前教示制度についても規定し、既に実施してい る。						

		実施スケ	. 担当	当機関			進展	ベトナム側のODA		日本	本ODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール	越	日本	当面の措置	進展	に対 する	西韓	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	2
20 税務行政 の適正な 執行	(1)ベトナム政府は、税務実務の改善(効率化、徴税システムの強化・適正化、地場企業と外資系と対する機能におけるレベル・ブレイング・フィールド等)を実現するための継続的努力を行う。また日本のODAの専門家の参画を得て、トラブルシューティングのケーススタディーを行う。		MOF	WT3		・2004年11月5日、財政大臣は、税務に関するトラブルの早期解決のため、企業と税務署の対話に関する決定を行った。この決定を受け、税務署と地場企業及び外資企業との対話を定期的に行っており、これを制度改革に活かしていく。・2005年7月から、JICAプロジェクトにより、自己申告納税制度普及のための納税者に対する啓発、税務調査の体制整備等を実施。・税務の発展戦略を公布し、この中で納税者に対するわかりやすい説明などのサポートを規定している。・地方税務署は、税を改正する毎に説明会を開いて説明している。				・税務行政改革 支援プロジェクト を実施中。		
	(2)ベトナム政府は、ODAのVAT 週付問題などの観点から、可及的速やかに中央政府の中にこれらの問題を解決するための「公開相談窓口」を設置する。					・租税総局外国投資税制局が実施中のODAプロジェクトのVAT還付問題の窓口となる。	o					
21 知的財産権業務改善	(1)ベトナム政府は、知的財産業務手続きの簡素化を引き続き進める。		MOS T, MPI	B WT6		・科学技術省は、特許と意匠に関する通達を出した。通達において、方式審査期間を従来の3ヶ月から1ヶ月に短縮した。さらに、発明実体審査場間は18ヶ月から6ヶ月に短縮した。さらに、発明実体審査期間は18ヶ月から12ヶ月に短縮した。・WTO加盟に向け、知的財産権法が2005年11月19日国会を通過。2006年7月から施行される。・新知的財産権法では、方式審査期間が1ヶ月、意匠実体審査が6ヶ月、発明実体審査期間が12ヶ月。・知的財産権法の成立を踏まえ、既存の政令・通達を2006年7月までに見直す予定(商標に関する通達を含む。)						・通達29/ 2003/TT -BKHCN 「意圧を の手続さド ライン」 ・通達30/ 2003/TT -BKHCN 「特許認定 の手禁がイド ライン」
	また、インターネットで企業に対して 知的財産権関連情報を提供するためのデータ検索・管理システムを構築する(2年以内)。					・JICAプロジェクトによる工業所有権業務近代化プロジェクトが2004年6月に終了した。 ・2005年初めからJICAの支援により知的財産権関連情報のデータ検索・提供システムの構築を開始。(このプロジェクトの主要な部分は2年以内に完成予定。) ・2005年11月までに、企業がデータベースにアクセスできるシステムを構築して、データベースを公開している。今後、データベース強化と、英語での閲覧を可能にしていく。				・知的財産権に関する基本情報のデータ構築支援プロジェクトを実施済み。・2005年1月から知的財産ジェクトを実施中		
	さらに、ベトナム政府は、新規、既存の投資家からの知的財産に関するあらゆる問い合わせに迅速に対応できるコンタクト・ポイントとしての知的財産権庁の機能を強化する。					・2004年12月から、ホームページを公開し (www.noip.gov.vn)、すべての手続きを公開すると ともに、問合せも受け付けている。英語での問い 合わせには英語で回答している。 ・また、知的所有財産権局長にレターを送れば、 局長が担当者に指示して回答する。	0					
	(2)ベトナム政府は、商標業務を知的財産権庁(NOIP)に戻すべく、政令54/2003/ND-CPの改正を実施する。					・政令54/2003/ND-CP号を改正し、2004年2月 14日に政令28/2004/ND-CPを公布しており、商 標に関する国の管理権限が知的財産権庁に属す ることを明確に規定している。						政令28号 (28/20 04/ND -CP)

,		実施スケ	担当	当機関		<u> </u>	進展	ペトナム側のODA		<u> 日本</u> (ODAによる支援	レファレン
,	アクションプラン	ジュール		日本	当面の措置	進展	に対 する	100 100	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	2
	(3)ベトナム政府は、WTO(TRIPS協定)他の国際約束との優先度を見つつ、マドリッド協定議定書へ早期加盟する。					・首相指示13号において、MOSTがMOJと連携の下、マドリッド協定議定書への加盟案を首相へ提出することを規定。 ・2005年11月現在、加盟案はMOFとの間で技術的な問題を調整中。2005年中に調整を終えて首相に提出する予定。						首相指示 13号 (13/2005/ CT-TTg、 2005年4月 8日)
2 的権の財利強化	い止めるべく、摘発・取締り体制を	: : :	GO, MOT, MOS T	Γ,	・日本側は以下要請する。 - 知的財産権システムの有効性 向上計画の首相決定	・2005年4月から市場管理局のホームページを公開し(www1.mot.gov.vn/qltt)、局と127委員会の業務、取り締まり活動を掲載。 ・侵害事案を解決するため、責任体制を以下の通り構築。 ・企業等から127委員会あて(事務局である商業省市場管理局長あて)に要請書を出せば、市場管理局が調査する。 ー調査の結果、市場管理局の管轄において処理するものについては、そのまま市場管理局が調査する。 ー市場管理局の管轄外の場合には、落察、科学技術省等)が処理する。 ・市場管理局の管轄外の場合には、海際、科学技術省等)が処理する。・科学技術省は、大臣指示18号(18/2004/CT-BKHCN.2004年7月14日付)を出した。指示通品及び輸出製品の品質管理の強化について明記した。・2004年9月、知的財産権和教行に係るセミナーを開催。・2004年12月、MOFとMOSTの共同通達127号において、規定での知的財産権の権利執行にでついて規定が、・首相府からの指示に基づき、科学技術省に知的財産権のを検システムとの通り、の有効性を向上させるための計画に提出した。内容は以下の通り、一裁判所が迅速に差し押さえ、執行等を行えるようにするための執行手続きの簡素化。 ・一行政処割の法として、内容は以下の適り、一種利侵害の訴えを受け付ける窓口の機関の設置(科学技術省は、外資系企業の知的財産権保護及が模倣品防止協会の条例を認可する決定を公布した。・127委員会は財政省宛に、密輸、模倣品、不正取引を検引の防止協会の条例を認可する決定を公布した。・127委員会は財政省宛に、密輸、模倣品、不正取引の防止協会の条例を認可する決定を公布した。・127委員会は財政省宛に、密輸、模倣品、知的財産権に違方る製品、品質の下と送付した。2005年6月14日)・2005年の年初9ヶ月間に、密輸、模倣品、知的財産権に違方る製品、品質の内上た。罰金額は、1,400億ドン。						模取強す省(568-1) 大8年間 大8年間 大8年間 大8年間 大8年間 大8年間 大8年間 大8年間

	_	実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		E.	本ODAによる支援	レファレン
	 アクションフラン	ジュール		日本	当面の措置	進展	に対 する	無数	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	2
	(2)ベトナム政府は、2004年に国家 的な模倣品取り締まりキャンペーン を実施する。	やかに実 施	GO, MOS T, MOT		・日本側は以下要請する。 一キャンペーンの摘発実績をマス メディアに 公表すること。	・2004年上半期、模倣品の製造・販売の摘発は増加(約3000件)。摘発の状況についてはマスメディアを通じて周知されている。摘発事案は、種類では意匠、原産地証明、商標の順に多い。・取り締まりの状況は市場管理局のホームページで公開している。・・2005年9月7日、公安省は新たな環境における汚職・密輸の防止強化に関する指示(No.06/2005/CT-BCA号)を公布した。一密輸、不正取引、模倣品の製造及び販売などの一掃キャンペーンの開始を指示する公電を全国の公安に出した。キャンペーンは現在開始され、各地方の公安は、犯罪の組織のリーダー、構販売などのの発見、密輸、不正取引、模倣品の製造、厳正公の発見、密輸、不正取引、模倣品の製造、厳正公の発見、溶制・工業の分表、、工業やかに、調査、厳正公の分支に出した。キャンペーンは現在開始され、各地方の公安は、犯罪の組織のリーダー、機販売の発見に注力すると共に、速やかに、調査、厳正なの発見、注力すると共に、速やかに、調査、厳正なの外を行う。専門部門が密輸、不正取積極的な処方を行うよりに、又、切実且つ適切な措置を講示のように、地方公安は、127指導委員会と共に、地方公安は、127指導委員会と共に、地方公は、犯罪の指を請して、各企業への広報活動を行う。違反行為、犯罪に手を貸す公安幹部を適時に発見し、厳重に処分する。・日本の2輪メーカーの要請を受け、模倣2輪車の全国一斉調査を実施した。						
	また、1999 年3 月6 日付の工業財産分野の行政違反制裁に関する政令第12/1999/ND-CPの罰則規定を改正し、知的財産権侵害による罰則が、少なくもそれによって得られる利益を基本的に上回るように改定する				・日本側は以下要請する。 一政令12の改正草案の策定・公 布。	・商業分野における行政処罰について、政令 175/2004/10/15(政令12/1999/ND-CP号を改正 する政令)を公布した。 ・科学技術省は、文化情報省との協力の下、2004 年8月に知的財産権の実施に関する全国会議を開催した。 ・科学技術省は、国際経済統合への過程において、知的財産権の保護システムとその方法を改革するという提案を準備しているところ。その内容は、判決執行に係る手続きの簡素化、行政処罰の強化、訴訟受付機関の設置、国民意識向上等。 ・特許に関する行政処罰について、政令12号の改正案を首相府に提出した。行政罰の罰金は大幅に増額し、品物や機械設備について没収できる内容。改正案は、知的財産権法と整合させるため、必要な修正を行う必要がある。なお、罪が重い場合には刑事罰が科される。	0			PRSC4にて、 WTO条件に即し た知的財産法成 立をPRSC5移 行のトリガーと することで促進。		政令175号 (2004/10/ 10)
23 汚職捜滅	(1)汚職防止のためのアクションブ ラン及び具体的措置を引き続き強 カに実施する。		GO	事務		・政府は汚職防止を推進している(多くの汚職事件が発覚し、いずれも広くマスコミで発表されている)。 ・汚職防止法は、2005年11月28日、国会を通過した。法案策定の過程で広く国民から意見を聴取した。	0			PRSC4にて、汚職防止強化枠組を条件と達ままた、汚職防止法法 承認をPRSC5に移行するトリガーとすることで支援。		

		実施スケ	担当	機関			進展			ODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール		日本	当面の措置	進展	に対する	 日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
	(2)ビジネスセクターと政府との ホットラインの機能を強化する。					・各省にそれぞれホットラインを設置し、2005年11 月24日、計画投資省がリストをとりまとめ、日本側に提出した。 ・首相指示13号において、外資企業との会議を4 半期に1回開催することを規定。 ・年央と年末にベトナムビジネスフォーラムを定期開催。11月Vietnam forinvestを開催。12月末にも 外資企業との会議を開催予定。					
	(3)税や税関その他の行政制度面での公平、中立、透明性、説明責任及び行政手続の簡素化を進めるための努力を継続する。					・首相は2005年4月5日付けで、行政手続き改革推進に関する指示09号を公布した。この指示には、実施すべき方策、特に2005年中に実施すべき方策が具体的に盛り込まれている。 【ペトナム側は指示9号に基づき実施した内容を文書にて提出する。提出されなければ情報不足により評価できない】	P				首相指示 9号 (09/2005/ CT-TTg, 2005年4月 5日)
24 不正輸入の規制	ベトナム政府は、板ガラスを含む全 ての商品の不正輸入に対応するための効果的な措置の導入を続ける とともに、取り締まり窓口の調整機 能を強化する。		GO, MOT		た不正輸入の問題を127委員会の 議題として取り上げ、具体的な追加対策を講じる。 ・企業の理解を増進するため、市場管理活動に関するセミナーを実施して、板ガラスの取り締まりについて取り上げる予定。 ・市場管理局と板ガラス製造企業は、板ガラスの不正輸入の実態、	正輸入のコーナーを設けた(今後充実させる)。 ・不正輸入事案を解決するため、責任体制を以下 の通り構築。 一企業等から127委員会あて(事務局である商 業省市場管理局長あて)に要請書を出せば、市 場管理局が調査する。 一調査の結果、市場管理局の管轄において処理 すべきものについては、そのまま市場管理局が処	:				

			担当	4機関			進展			日本	ODAによる支援	
	アクションプラン	実施スケ ジュール		日本	当面の措置	進展	に対する	ベトナム側のODA 要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ーーレファレン ス
25 法規範の 適正化	(1)ベトナム政府は、法規範文書制定法の改正法の施行案内を早期に公布する。また、外国企業に関連する法規範の制定過程においては、外国企業の意見を聴取する。		MOJ	WT5		・司法省は2004年8月10日に決定456/QD-BTP号を公布しており、日越共同イニシアティブにおける司法省に関わる項目の実施計画を承認した。・法規範文書制定法では、直接に影響を受ける対象者から意見聴取することを明確に規定している。・2005年4月4日首相指示08号において、WTO加盟のための法制定プロセスに関する指示を出した。法規範の制定は、透明かつ明瞭に行うこと、英訳されたドラフトを公開することを規定。・2005年8月に、司法省は、施行細則の政令起草を首相に提示しており、2005年末又は2006年初に公布される見込みである。政令案には、利害関係者から意見聴取すること、20日間の高とすること等を定めている。・2005年11月現在、司法省は、公文書審査規制、法律起草委員会の組織・活動規制のドラフトを作成中である。・2005年11月現在、司法省は、人民評議会、人民委員会の法的規範公文書の公布に関する政令のドラフトを完成し、2005年末までに首相府に提				・PRSC4協議に おいて、「法文書 策定で、 第年との協議表 を 所はいる。 第十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		
	(2)ベトナム政府は、今次司法省内に新たに設立された法規範をチェックする専門局(法規範検査局及び国際法局)の人員、機能を強化する	1年以内に実施				出予定。 ・司法省には文書の事前審査機能を持つ部門(国際法局、刑事・行政法律局、経済・民事法律局)が三つある。その他、同省には地方各レベルにおける文書に対する審査機能を持つ文書審査局があり、これらの部門が文書の統一性を確保するために、重要な役割を果たしている。他方、事後審査機能を持つ部門としては、法規範検査局があり、2003年6月に設置された。・司法省全体の能力向上計画に基づき、これら部門の職員の能力向上に取り組んでいる。特に法規範検査局については、公務員の枠を30名確保している(2005年11月現在、実員21名。この他に契約職員4名)・司法省は法規範文書の処理及び監査について、2004年6月15日に通達No.1、2005年8月15日に決定No.1532号を公布した。・首相指示13号において、MOJが法規文書公布審査に係る能力向上計画を策定し、2005年第2四半期に、首相く提出することを規定。・首相は法規範文書の処理及び監査強化について、2005年10月10日、首相指示32号を公布した。この中で、研修、教育計画、経費、技術、設備、自己監査、司法省への報告等について定めている。この指示を実施するため、司法省は能力向上計画の案を策定中。	0					

		実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日本	KODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール		日本	当面の措置	進展	に対 する		日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	Z
26 法執行の 適正化	(1)ベトナム政府は、速やかに効率 的かつ十分な民事判決執行を確保 するための適切な措置を取る。		MOJ	WT5		・司法省は、2004年8月10日に決定456/QD-BTPを公布し、司法省が関連する日越共同イニシアチブの行動計画について承認した。 ・民事判決執行における強制措置に関する政令173号(2004/9/30)を公布した。同政令は当事者の非協力的な態度を防ぐための強制措置と処罰を規定している。 ・スウェーデンとカナダから支援を受け、執行員の能力向上プロジェクトを実施中。 ・司法省は執行者及び執行機関の活動の能力はために教育計画を展開している。2004~2005年に執行員候補500人が研修コースを終了した。また、新人の執行員200人が研修コースを終了した。また、新人の執行員200人が研修コースを終了した。また、新しい法令を紹介するための研修コースを多数開設した。・法執行法案は、2005年11月の国会で審議中。2006年春の国会で通過する見込み。この法案は、刑事・民事両方の対象に、判決執行の基準、中央と地方の機関の権限、司法・警察の権限を規定する。				法整備支援 フェーズ3実施 中。		決定 456/QD- BTP, 政令173号 (2004/9/3 0)
	(2)ベトナム政府は、新しい商業仲裁法令に基づき外資系企業がベトナム国内で起こす仲裁事案に外国人を仲裁員として任命することが可能であることを保証する。また、ベトナム政府は、外国要素のある仲裁事案に適用される外国法令の選択に際して、ベトナムよの基本原則に反しない」という判断は国際的は関行に則って行われることを保証する		MOJ			・司法省は、アクションプランにおいて保証するとした2つの事項について、法の解釈として明らかであることを保証する。仮に問題が発生すれば、司法省経済・民事法律局が問題解決窓口となる。	0					国会常務 委員会規 則 08(08/200 3LCPN, 2003/3/10
	(3)ベトナム政府は、法規範に対する問い合わせに対する回答を確実かつ迅速に行い、それを公表する企業向け司法相談窓口を各省庁、地方人民委員会、政府機関等に設置する。	1年以内に実施	MOJ,			・政令22号(2004.2.18)により、法を所管する各機関が企業や個人に対し、法律に関する相談を受け、説明する責任があることが規定された。 ・首相指示13号において、MOJが各省庁及び省レベル人民委員会と協力し、各省庁及び省レベル人民委員会が企業に対して提供する法律の実施支援に関し、施行ガイダンスとなる文書を作成し、2005年第2四半期に公布することを規定。・2005年11月現在、ガイダンスは策定中であり、2006年第1四半期に公布す予定。・越側は、企業が抱える問題解決のために人材をサービスの質の向上として本件を検討すべきと考える。この問題への対応として、各省庁及び地方省の法制局が窓口機関となる。・司法省は、企業に対する法律実施支援の強化を目的とした計画を策定中であり、これは、各省庁及び地方の人民委員会が実施する企業向けの法律実施支援に関するガイドライン策定のための準備作業である。						

		実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日本	KODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール		日本	当面の措置	進展	に対 する	要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	2
	(4)ベトナム政府は、以下の点に関する共通のルールを定めるとともにその趣旨を関係行政機関に徹底する。 (ア)審査基準及び標準処理期間の設定・公表 (イ)審査状況に関する情報提供 (ウ)遅滞無い審査開始		MOJ, MPI			・この問題は首相指示13号において、MPIに具体的指導を委任。 ・MPIが起草中の投資法及び企業法の政令案において、企業の設立及び投資手続の簡易化、基準の明確化を行う。				PRSC4におい て、「行政手続 の簡素化・透明 性向上のための 行動計画の発 行」をPRSC5へ のトリガーとして 合意。		首相指示 13号 (13/2005/ CT-TTg、 2005年4月 8日)
	(5)日本の法整備支援プロジェクト(フェーズ2)の一環として、全国法制データベース(National Legal Database)が構築され、司法省をセンターとして地方省23省を結ぶ法規範情報のネットワークが構築された。これを全地方省、さらに上記相談窓口と地方人民委員会にも拡張し、地方においても法規範の最新情報が入手できるようにする。		MOJ			・司法省は、国の法律データベースの拡張を計画している。(2004年-2005年に実施)。 ・首相指示13号において、MOJが各省庁及び省レベル人民委員会と連携の下、法律に関する国家のデータベース網を全ての地方に拡大することを規定。 ・2005年11月現在、64省の中で47省に司法省のデータベース網を繋がった(LICA及びSIDAの援助による)今後は、残された各省に拡大される予定である。	_					
27 法曹人材 育成	ベトナム政府は、「法体系開発戦略」を早急に制定し、同戦略と「Legal Needs Assessment」に定められたアクションプランに従って裁判所の能力向上、法曹人材の育成を進めていく。日本政府は、かかるアクションプランの妥当性をレビューする。		MOJ	WT5		・司法省は、2004年10月8日に決定456/QD-BTPを公布し、司法省が関連する日越共同イニシアチブの行動計画について承認した。・司法省は、裁判官(特に地方の裁判官)の能力向上計画を策定した。(2004年-2005年に実施)。・司法省は、2005年、法体系開発戦略を公布した。これに基づき、司法省は、人材の活用、ローテーションができるように、法曹人材の育成活動を継続する。また、職業道徳やインフラに注意を払い、裁判官、弁護士、監察員などの育成プログラムを作成する。	©			法整備支援 フェーズ3実施 中。		
28 競争法整 備	ベトナム政府は、競争法の早期制 定を実現するための関連機関の強 化を行う		ПМОТ	WT5		・12期国会で政府より国会に競争法の第15次ドラフトに対する意見の聴取が行われた。商業省のホームページにおいてベトナム語と英語で公開し、一般からも意見聴取した。 ・競争法は2004年11月に国会で可決された。・また、競争法のガイドラインの策定作業を進めており、ホームページにおいて意見を聴取しているところ。 ・機関の強化に関しては、競争管理課を局に格上げし、人員を増強する方針。 ・競争法は12月3日2004年に国会で成立して、2005年7月1日に施行された。政府はマルチ商法管理に関する2005年8月24日付け政令No. 110及び競争法の施行細則政令案に関する2005年9月15日付け指令No. 116、競争違反の処罰に関する関する2005年9月30日付け政令No. 120を公布した。 ・競争委員会と競争管理局の職務に関する決定が政府に承認され、公布される。 ・競争委員会と競争管理局の職務に関する決定が政府に承認され、公布される。 ・商業省は2005年に公布予定のマルチ商法に関するガイダンスについての通達草案を承認している。 ・現在、競争局の15人の職員の訓練、能力アップへの援助が必要である。 一競争管理機関のモデル構築への援助。 ー幹部、職員の教育、能力向上。				・「ベトナム競争 法施行に係る 法をパシティビ ルディング計画 支援調査」実施 中		

		実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日本	KODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール		日本	当面の措置	進展	に対 する		日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
29 国際会計 基準への 移行	(1)ベトナム政府は、2005年までに会計基準、監査基準をすべて公表し、国際会計基準への統合を図るものとする。		MOF	WT3	・日本側は以下要請する。 一会計法関連規則を全て整備す る。	・首相指示13号において、MOFが 国際会計監査基準に整合した会計・監査基準を2005年においても引き続き公布することを規定。・2005年11月現在、会計基準は30のうち22が公表され、年内に4追加される予定。また、監査基準は37公表され年内に5追加される予定。	0			PRSC4協議において、国際には、国際には、国際は会計・監査基準の公布を行なうでは、をPRSC5アクションとすることで合意。		
	(2)ベトナム政府は、2004年から会計法にもとづく企業会計の普及実施を実行する。					・会計法の施行細則を公布し、会計法の普及活動を実施中。 ・セミナーや研修による普及活動、マスコミやWEBサイトを通じた情報提供により着実に普及を実施。	0					会計法 03/2003/ 0H11、政 令 128/2004/ NDCP,政 令 129/2004/ NDCP,政 令 185/2004/ NDCP
30 手形・小 切手決済 制度の整 備	ベトナム政府は、政令30の改正も 踏まえ、手形・小切手を含むは現金 決済に代わる決済制度全般に関す る研究チームを発足させる	実施	SBV	WT3		・政府は、手形の供給と使用に関する政令159号(159/2003/ND-CP、2003年12月10日)を公布するとともに、政令の施行ガイドライン(通達05/2004/NHNN)を策定した。政令は既に施行しており、新技術の導入による手形(電子手形)決済システム導入の拡大、手形決済が適用可能な対象分野の拡大が図られた。同政令では小切手もカバーしている。						小切手の 使用に係 る政令15 9号(159 /2003 /ND-C P)(2003 年12月1 0日)
						・譲渡手段法は2005年5月に国会常任委員会に 上程され、11月に成立する見込み。同法は手形 及び小切手の譲渡についてカバーしている。 ・首相括示13号において、SBVが関連省庁の代 表を含むワーキンググループを設置し、現金決済 に代わる手形・小切手による決済システム開発の 研究を行い、首相に提出することを規定。 ・同ワーキンググループは既に設置され、譲渡手 段法のの実施細則を検討する。						潘·達

			担当	機関			進展	*! ! / /5! @ 0.5.4		日本(ODAによる支援	T >
	アクションプラン	実施スケ ジュール		日本	当面の措置	進展	に対する	ベトナム側のODA 要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ーレファレン ス
31 工業標 準・計量 制度の整 備	(1)ベトナム政府は、マスターブランに沿って、標準の近代化、ISO規格との整合化等を中心とする工業標準化・計量制度の整備に一層努める。		IMOS T,ST AME Q	WT6		・現在、国家標準(TCVN)の内、約25%が国際標準 及び外国の標準との整合化を終えている。 ・ASEAN協力規格内の優先産品20品目との国際標準との整合化が完了している。 ・2004年8月5日付け首相決定No.14/2004/QD- TTgにより、STAMEQの機能、任務、権限及び組織体系が規定された。 ・2004年9月21日付け首相決定No.165/2004/QD- TTgにより、国家計量標準に関する2004年から 2010年のマスタープランが承認された。 ・2004年9月21日付け首相決定No.166/2004/QD- TTgにより、国家計量標準の認証制度に関する規定が交付された。 ・2004年10月21日付け政府命令 No.179/2004/ND-CPにより、生産物及び商品の 品質に関する国家管理が規定された。 ・2004年11月10日、標準化法令の第1ドラフトの第1回意見聴取会議を開催。準化試行的立法(法令)の第8草案が各省庁に送られ、政府に上呈するための意見聴取が行われた。	0					
						・現在まで(2005年第4四半期)国際基準にたいし、28%の国内基準を調和化した。 ・標準化法令プロジェクトに関しては、2005年10月5日、国会常務委員会は標準化法令プロジェクトを採択した。同時に、ベトナムにおける標準化活動を根本的に且つ全面的に刷新することを目的として標準化法を制定することを提案した。						
	(2)ベトナム政府は、認証制度、試験・検査設備の民間への提供等を含む企業向けサービス改善の具体策を提示する	実施				・ホアラック・ハイテクパークに国家計量研究所を設立するプロジェクトについて首相の承認を待っている。 ・2004年頭より、計量標準に関する試験・検査場の建設プロジェクトが実施されている。現在、設備購入の入札が終わった段階である。2005年末にはプロジェクトが完了する見通し。このプロジェクトは体積、熱量、長さ、時間、重量等の計量に関して改善促進を図ることを目標としている。・測量の実験質建設プロジェクトに関し、現在計画に従い、拠点実験変のために約35%の設備・機材の準備が整った。残りは、入札中であり、2006年中に終了する予定。	0					

		実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA	I	日	本ODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール	越	日本	当面の措置	進展	に対する	要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
32 人材育成 (IT人材、 職業訓練 等)	ベトナム政府は、職業訓練及びIT 人材養成に一層注力する。		MPI, MOLI SA		・首相指示13号に従って作成する 計画について、日系企業から意見 聴取を行う。	・2004年4月、政府は職業訓練校ネットワーク計画 (首相決定48号を承認した。 ・現在、職業訓練学校に対する支援が行われている。投資が行われるのは重要と判断された学校に対してのみである。 ・首相指示13号において、MOLISAが2005年第2四半期に、企業の要求に応じた労働者の職業訓練計画案を策定し、首相へ提出することを規定。・ITI無完成予定。 ・首相指示13号の実施に当たり、MOLISAは4つの決定を首相に上程した。 一農民への職業訓練に当たり、MOLISAは4つの決定を首相に上程した。 一農民への職業訓練に関する首相決定 一寄宿舎学校の少数民族学生に対する職業訓練政策に関する首相決定 一海外への出稼ぎ労働者のための章句業訓練政策に関する首相決定 ー工業区の労働ニーズに対応する職業訓練計画の批准に関する首相決定。	0	•高等教育支援計 画(ITセクター) (2005年度円借款 要請)	する。		・高等教育支援事業(ITセク ター)(技術協力)実施予定。	
33 経済統計 の整備	ベトナム政府は、新統計法の制定を機に統計総局の機能強化を図り、特に統計利用者向けサービスを充実させる。		GSO		・JICA開発調査の結果を踏まえ、 改革を行う予定。	・2003年末に統計の発展計画が承認され、この中に統計利用者へのサービス提供が規定された。 ・統計局は、2004年10月26日からホームページを開設した。ホームページには、GSOの紹介、ニュース、プレスリリース、統計データ(物価指数、企業実態、社会経済指標等)調査結果、統計手法、関連縫製、Q&A等を掲載し、毎月アップデートしている。(www.gso.gov.vn)・ホームページの英語化については国際協力局が担当しており、2005年11月現在、ペトナム語版と同様の情報を公開している。・国外も含めてニーズを調査した上で、国家統計指標を作成し、現在、首相承認を待っているところ。・今後、個別企業に関するデータベースを公開する予定(企業の秘密に関する事項は公開しない)。・統計局は2007年より生産動態統計を本格実施する計画。	0	・新産業統計構築プロジェクト		生産統計開発計画調査実施	・2005年11月現在、開発調査団が現地に赴き、この秋に予定されている試行調査(その2)を実施・2006年度技術協力案件として、「新産業統計構築プロジェクト」を採択予定。	
	また計画投資省と連携して、投資家からの要求に応えて統計データを速やかに提供できるよう便宜を図る。		MPI	事務局		・計画投資省は、投資家にとって必要な統計情報をホームページにおいて公開している。 ・2005年から新たに追加投資等の統計データの 提供を開始した。 ・個別企業の実績データ(雇用者数、売上、利益等)を整備した。今後、投資家のニーズを調査して 可能な限り公開する予定。	0					

		++	担当	機関			進展	*! + / MI @ OD A		日 日	本ODAによる支援	
	アクションプラン	実施スケ ジュール	越	日本	当面の措置	進展	に対する	ベトナム側のODA 要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	レファレン ス
34 都市交 通·都市 機能	(1)ベトナム政府は、ハノイ及び ホーチミンにおいて、開発調査の結果に沿って都市交通の整備を着実 に進めるとともに都市交通管理(特に主要都市の交通管理と駐車場整備)改善を進める。		MOT	WT7	・ホーチミン市の都市交通M/Pを承認する。(日本案)	マートのChiMinh市の都市交通のマスタープラン作成は、JICAの支援により実施された。現在、首相採択待ち。 ・JICAの技術支援により策定中のハノイ市交通開発計画については、首相採択申請のための報告書へのインプットとして現在関連省庁から意見聴取を行っている。 ・交通運輸省はハノイ市人民委員会と協力の下、ゴックホイーイエンビエン間高架鉄道路線のF/S、ハノイーハドン間の軽量鉄道路線のF/Sを終了した。ハノイ駅ーノイバイ空港間の鉄道に関しては、日本の経済産業省の支援により実施中。	0	・ニャッタン橋建設 計画(2005年度円 借款要請) ・紅河橋建設計画 (第4フェーズ) (2005年度円借款 要請)	レイザル対象と する。 ・2005年度アプ レイザル対象と	都市開発計画 調査 ・サイゴン東西 ハイウェイ建設 事業第4フェー ズ		
								・ホーチミン市都市鉄道計画	・2005年度以降 承諾の可能性 を検討する。			
	(2)ベトナム政府は、都市機能の分散を中長期的に実施していく。その際、中央レベルで都市開発の受け皿となる行政機関の明確化を行う。		GO			・建設法において、都市計画を所管する中央レベルの行政機関は建設省であることが規定されている。	0			都市開発に関する集団研修コースでの研修員受入れ		
	(3)ベトナム政府は、交通ルールの遵守、交通マーーの普及啓蒙、交通違反の取り締まりの強化等からなる具体的な対策を引き続き強力に講ずる。		MOT C			・国道の一部区間でヘルメット着用義務が規定された。交通法違反に対する行政罰は、政令第15/2003/ND-CP号に従って厳格に実施されている。 ・国家交通安全委員会は交通安全強化キャンペーンに積極的に協力しており、啓蒙・教育・処罰などの方策が実施されている。 ・国家交通安全委員会は啓蒙・教育・処罰などの方策を実施している。 ・バソイにおける交通安全モデルに関するJICAのプロジェクトは効果を発揮している。(交通量の規制、信号機の合理的な設置方法、自転車及び歩行者に対する交通安全の教育等)、今後、関連機関は本プロジェクトの効果拡大に向けて検討を行う。		・交通安全強化計画(2005年度円借款要請) ・交通安全マスターブラン策定			・関連省庁と連携し、ハノイ市を対象モデルとした技術協力プロジェクトを開始予定。 ・国道3号線建設事業(円借。04年度承諾済み)にても交通安全施策強化支援予定。	
35 運輸の効 率化	(1)ベトナム政府は、運輸分野への外資系企業の一層の参入(5 の外資系企業の一層の参入(5 0%以上の出資)を認めることを検討する。		MOT C, MPI	WT7	・日本側はベトナム政府が、運輸 分野に関する国際統合ロードマッ プを早急に承認することを要請す る。	・ベトナム政府は関係省庁の意見を集約し、運輸に関する国際統合ロードマップを作成している。 現在MOTCから各省庁に意見聴取しているところ。その内容は、外国企業の出資率を段階的に上げる方針。また、国営企業の株式化を通じて、将来的に航空、鉄道の経営も外国企業に開放する。	0					

		実施スケ	担当	4機関			進展	ベトナム側のODA		日	本ODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール	越	日本	当面の措置	進展	進展に対する	要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
	(2)ベトナム政府は、南部及び北部での港湾機能の強化、港湾と都市間の道路整備を着実に進める。		MOT C		・カイメップ・チーパイ港の詳細設計。 ・交通運輸省は、民間の参加を含めた入札システムについて首相府に提案する予定。	第1期Cai Lan 港と第2期Hai Phong港の整備案件が行われている。 -第1期Da Nang 港の整備案件は実施されている。 -第1期Da Nang 港の整備案件は実施されている。 -Cai Mep-ThiVai 港の整備に向けた研究試案が完成した。JICA は案件の詳細設計を行なっている。JBICとの円借款契約が締結されている。 -交通運輸省は、港の詳細設計に関する外国コンサルタントの報告に関して首相に提案している。 -ベトナム海事局は港湾の行政手続の改革を実施した。 -JETROはHa Noi-Hai Phong間鉄道の電化についての研究を完成させた。		・ハノイ・ハイフォン間鉄道拡充事業(2005年度円借款要請)・紅河内陸水運整備事業に係る要請あり。(2005年度円借款要請)	2005年度アプレイザル対象とするのは時期尚早。	・カイン・カイン・カイン・カイン・カイン・カイン・カイン・カイン・カイン・カイン		
36 電力分野	(1)ベトナム政府は、電力分野によける外資参入割合規制(20%)を適用せず、電力法にも規定しないことを確認する。	i 施	MOI	WT8		・2004年11月10日、電力法は国会で可決された。 同法には外資の参入規制は規定されていない。 ・現在検討中の第6次マスタープランでは外資参入を奨励する内容となる方針。 ・2005年11月現在、2015年までに総発電量が 3,900MWとなる4つの大規模BOTプロジェクト計 画がある。これによってBOTプロジェクトの比率は 30%以上になる。	0					
	(2)ベトナム政府は、産業用電力料金を周辺国と遜色のないレベルにすることの重要性を念頭に置き、徐々に産業用から他の消費家への内部補助を減らすことを目的とした電力料金政策を引き続き実施していく。				・日本側は以下要請する。 一次回電力料金改訂についても、 産業用から民生用への内部補助 を減らす方向のものにする。	・政府は2005年初め、この方針に従って第一回目の電気料金の調整を規定した。2005年11月現在、工業省は、2006年から適用される電気料金関し、家庭用電気料金及びサービス料を値上げ(約10%)し、一方産業用電気料金を現状維持する方向で、第2回目の電気料金改定計画を首相に提出すべく検討中。	0					
	(3)ベトナム政府は、2004年末までに電力料金の二重価格制を廃止する。					・電気料金について、首相は2004年12月28日付けで、決定第215/2004/QD-TTg号を公布した。この決定は、2005年1月1日からベトナム人と外国人の電気料金を統一すると規定している。	0					首相決定 215号 (215/2004 /QD-TTg, 2004年 12月29日)

		実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日本〇	DAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール	越	日本	当面の措置	進展	に対する	ストナム側のUDA 要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
のい	4)ペトナム政府は、電力多消費)需要家も含め、確実かつ質の高 (電圧変動の少ない)電力供給を うよう引き続き努力する。				されていない案件について、ドンナイ省電力公社に確認する。 ・MOIは、電力供給の実態に関するデータ及び評価を日本側に報告する。 ・日本側は以下要請する。 一計画外停電の補償の徹底。	・政府は電気供給の改善に関する議定45を公布した。この規定には電気供給に関して係争が発生した場合の賠償について規定している。・計画外停電については、契約に基づき賠償するする。・水路や水源の状況を常時観察し、各ダム湖の調節ラインを見守る。特にHoa Binh湖(4月、5月)、laly湖(5月、6月、7月)、Tri An湖(5月、6月)のような大きなダム湖について注意する。これらの湖では、以前は洪水期の前に貯水量を最低限度にすることを目標としていたが、現在は放水量を最小に減らして発電システムの経済効果を高めることを目標としている。・4月、5月及び6月に、事故が起きた場合を除いて、石炭火力発電所・ガスタービン・重油火力発電所の修理を行わない。違、マンパワー・予備物資などを事前に準備して最短期間で事故を克服できるようにする。・・乾季における石炭火力発電所・ガスタービン・重油火力発電所、雨季における水力発電所を見たいまり発電所・ガスタービン・重油火力発電所である。・・乾季における石炭火力発電所・ガスタービン・重油火力発電所、雨季における水力発電所を保	0			・電力技術者養成プロジェクト・電力設備技術基準調査		政令45氧 (2001/8/;)、 工業大臣 決定 27/2002/ QD- BCN(2002/ G/18)、 50/2002/ QD- BCN(2002/ 11/25)
						証する。 ・三つの法案における貯水率は(90%、予測、50%)であり、EVNは電力を生産し、様々な供給源から高い値段で電力を購入しなければならず、2005年の発電コスト(燃料費)を増加させている。・各石炭火力発電所は、2005年の乾季・雨季の燃料備蓄計画を作成して、どの季節においても十分な燃料で運転できるよう保証しなければならない。・利用者を対象に電気の節約キャンペーンを行き、利用者を対象に電気の節約キャンペーンを行き、利用者を対象に電気の節約キャンペーンを行き、利用者を対象に電気の節約キャンペーンを行き、利用者を対象に電気の節約キャンペーンを行き、						
						う。現在EVNIは2005年の乾季に安全で安定した電力の供給を保証するため、重要任務を実施中である。電圧の質を保証し電力損失率を減らすため、運転技術及び運転管理であらゆる方策を取っているほか、生産と人々の生活における節電策を特に重視しており、次のような効果的節電策のキャンペーンを行っている。一電カシステムにかかる最大負荷を減らすため、生産・経営・サービスの各分野の電力利用者に対し、3価格式電力計の取り付けを推進する。また、これらの各施設に交代生産体制の合理的時間配分、交代休業制の実施、不必要な設備の使用制限、広告看板点灯時間の制限または変更、点灯						
						限、広告看板点灯時間の制限または変更、点灯看板の最小化を働きかける。 一公共照明システム管理機関と協力して、節電のための合理的な方式を取って、遅い点灯・早い消灯を実施するか、または道路照明システムの一部の照明を消灯する。 一行政機関や公共の場所での電気の浪費を避ける。						

	実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日本(DDAによる支援	レファレン
アクションプラン	ジュール	越	日本	当面の措置	進展	に対 する	要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
					一生産及び人々の生活における電力利用を合理的に配分する。大きな電力を消費する設備(密部分する。大きな電力を消費する設備(密部がなど)をピーク時間帯(18-22時)に同時に使わない。一電力効率が高く電力消費の少ない設備(電球型蛍光・フラブ・バラストなど)の使用消費を減らするととができる。必要のないときは設備の電源を切るが、またはプラグをコンセントから抜いておく。・現在約1,620万世帯が電気を使用している。もしそれぞれの世帯が40W電球を使用している。もしそれぞれの世帯が40W電球を使用している。もりを14の世帯ででは、、全国のが屋外の電灯や装飾設備は電力消費を減らすことになると呼びかけている。・108(政令No、45に代わる。) 発行した。2003年の発電量は、2002年と比べて13,36%増加の4128万kWhに達した。極大システム電力は7,408MB、電源貯蔵量は14,25%増加のM2128万kWhに適した。2003年、総件のでは11,36%増加の4128万kWhに適した。を大システム電力は7,408MB、電源貯蔵量電力は11,8%増加の8,283MW、電源貯蔵量電力は11,8%増加の8,283MW、電源貯蔵量電力は11,8%増加の8,283MW、電源貯蔵量電力は11,8%増加の8,283MW、電源貯蔵量電力は1,1469MWに達する。・2005年、早整や電力エ事の遅れから、北部の名省では2006-2010年の電力をに入るの投資を指導した。中国からに対している。第1たの日間を1,000万kWh、2007年1,400万kWh、2008年1,600万kWhを購入予定);2006年は送電線システムの建設に注力する。:独立系の各発電所(IPP)は未りの第200万年1,400万kWh、2008年1,600万kWhを購入予定);2006年は送電線システムは155%の後電線が全2005年、南部から北部に500kV送電線になる系統になった。・各電力を送電するためのリレーシステムを整備中。220kV及び110kV送電線網工事を予定通り整備中。・・2005年7月からHa Giang省、Mong Cai、Quang Ninh省で、中国の電力100MWを追加購入している。						

		実施スケ	担当	機関		Ī	進展	ベトナム側のODA		日本C	DAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール	越	日本	当面の措置	進展	に対する	要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	2
	(5)ベトナム政府は、電力開発マスタープランに沿って基幹発電所の整備をスケジュール通り進める。					・第6次マスターブランの策定作業において、発電所の建設計画の見直しを行っている。マスターブランは2006年初めに承認される見通し。	0	・ニンビン火力発電所増設計画 (フェーズ2)(2005年度円借款要請) ・オモン火力発電所及びメコンデルタ送変電網建設計画(フェーズ4)(2005年度円借款要請)	レイザル対象と する。 ・次年度承諾の 可能性を検討	・全国電力シュア テムン デムスフラー アイ デース アイ デース アイ ・二電 アース		
37 通信環境 の改善	(1)ベトナム政府は、周辺地域の通信料金の平均を維持するという努力を引き続き進める。製品の効率性向上、供給者のコスト削減等を通じて引き続き国際通信料金(国際通話料金と国際専用線料金を含む)の削減を行う。		MPT		・日本側は以下要請する。 一今後、更なる料金値下げを望む。	(1):国際通信料金の引き下げに関して:2004年: 郵政通信省は2004年5月1日から国際通信料金及び国際回線レンタル料金を引下げる政令No. 17およびNo. 18/2004/QD-BBCVTを公布した。これにより、国際通信料金は、平均22パーセント値下げ、国際回線レンタル料金は、5-22パーセント値下げされた。2005年: 2005年4月28日付け郵政通信省の政令No.11/2005/QD-BBCVT号により、国際回線レンタル料金は20-40パーセント値下げされた。2005年7月29日付け郵政通信省の政令No.24/2005/QD-BBCVT号により、ベトナムの国際通信料金は平均16パーセント値下げされた。このように、2004年、2005年の2年間を経て、ベトナムの国際通信料金は地域の平均と比べて低価格の水準を維持して、ベトナムへの外国投資のコスト削減、外国投資誘致を可能性を高めている。	0					郵政通信 大臣決定 (17/20 04/QD -BBCV T)
							0					郵政通信 大臣決定 11 (11/2005/ QD- BBCVT) 及び12号 12/2005/ QD- BBCVT) 2005年4月 28日

	アクションプラン	実施スケ ジュール		4機関 日本	当面の措置	進展	進展に対する	ベトナム側のODA 要請	日本側の観点	日 実施済み案件	本ODAによる支援 今後の実施案件	レファレンス
	(2)ベトナム政府は、メンテナンス、 安全性、効率性の観点からイン ターネット事業者の能力が向上されることを支援する。このような目 的のため、ベトナム政府は、外資参 入のスケジュールを早める。		MPT, MPI		・日本側としては以下の課題が残っていると認識。 ① 実際にユーザが問題なく利用できる割合(稼働率)の向上。② 障害回復の迅速化(カスタマーサービスの向上)、及び障害を未然に防ぐ措置の徹底。 ③ トラフィック増に応じた、国際インターネットバックボーンの拡充。上記課題解決の為には100%外資の参入により競争環境を早急に整備すること必要であることから、日本側は以下要請する。 ーIXPへの外資参入について、検討を行うこと。	―2004年: 郵政通信省の公布した決定により、IXP、ISP業者のレンタルする国内回線および国際回線の使用料を25-36パーセント引き下げられ、インターネットサービス提供業者の料金も引き下げられた。2004年上半期において、国際インタネット一回線の容量は1.5倍増強された。(740-1,096Mbit/s)―2005年: 郵政通信省は引き続き決定No.11、No.12、No.13、No.14、No.15/2005/QD-BBCVTを公布した。これにより、IXP、ISP企業のレンタルする国内回線お	0					郵大工 (18/20) (18/20) (18/20) (18/20) (18/20) (18/2004) (18/2005) (13/2005 / CT-TTg、 2005年4月 8日)
20	(1) ベレナノ 政広は 斉斐家庭棚に	1年11中	MON	WT2		・2010年までの電気通信とインターネットに関するマスタープランは関係省庁の意見聴取し、2005年第3四半期に首相に提出済み)・首相指示13号において、MPTはMPIと連携の下、2005年第3四半期に郵政・通信分野における外国投資に対する規制を撤廃するための検討を行うことを規定。郵電省は計画投資省に対し、投資法において米越通商協定に沿った規制撤廃が実施されるよう、意見を提出した。	D	ニュンノブル 環接 3折	·声字件 L + マ			茶板形工
38 排理廃理	(1)ベトナム政府は、産業廃棄物についての実態調査を行い、適切なリサイクル及び処理・処分ができる体制、制度を探るマスタープラン計画の策定に着手する。また、産業廃棄物の処理・処分の受け皿でもある処理公社の体制改善を実施する。	TTUM	MON RE	WT2		・廃棄物に関する調査・評価を2003-2004年に実施しした。また、廃棄物に関するインフラ総括評価を2004-2005に実施しており、これを踏まえ、廃棄物処理場に関するマスタープラン・ドラフトを定し、関係省庁から意見聴取をしているところ。・首相指示13号において、MONREが 2005年第2四半期に、産業廃棄物の現状を首相に報告する。関連省庁と連携の下、廃棄物処理及びリサイクルに係るマスタープランの策定研究を実施すると、及び 2005年第2四半期に、産業廃棄物処理をがリカーに係るマスタープランの策定研究を実施力にと、及び 2005年第2四半期に、産業廃棄物処理を行う都市遺分社の能力向上計画を策定し、首相へ提出することを規定。・生産拠点の汚染問題について計画を策定し、首相へ提出することを規定。・・地のNREは2005年4月21日、環境に関する全国会議を開催した。会議では、この内容の実施に関境保全事業への投資額を増やすための方策である。・ 隣境保全事業への投資額を増やすための方策である。 - 環境保全事業への投資額を増やすための方策である。 - 環境保全事業への投資額を増やすための方策である。 - 環境基金の活動とでは2005年4月21日、環境に関する名との方策への自及があった。具体的には環境保全事業への投資額を増やすための方策である。 - 環境保全事業への投資額を増やする。 - 環境場と事業への財政支援を行うために、2004年から活動している。		・ハノイ水環境改善事業フェーズ2(2005年度円借款要請) ・ホーチミン市水環境改善事等年度円借款要請 ・ホーチミン・ボーズ2(2005年) ・ホーチミン・ボースでは、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番	プレイザル対象			首相指示 13号 (13/2005/ CT-TTg、 2005年4月 8日)

		実施スケ	担当	4機関			進展	ベトナム側のODA		日	本ODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール		日本	当面の措置	進展	に対する	要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	2
						【MONREがモニタリング委員会に出席しなかったため評価できない】						
	(2)ベトナム政府は、環境基準の適用遵守、取り締まり、処罰実施を全ての企業に平等に適用することを保証する。					・政令216/1998に基づき、環境基準の取り締まりを実施している。同政令に基づき外資と国内企業を差別しないことを保証する。 ・改正環境保護法のドラフトに、外資と国内企業を差別しないことが盛り込まれている。法案は2005年末の国会常任委員会に上程され、2006年5月の国会で成立する見通し。 【MONREがモニタリング委員会に出席しなかったため評価できない。】						
39 経済イン フラへの JBIC国際 金融の積 極活用	(1)ベトナム政府は、日本の関連機関と協力しつつ国際金融資金についての認識を高めるよう知識の普及宣伝を図るとともにASEAN各国の国際金融資金利用状況について調査を行うなどして、その利点や利用法等について研究し実際のインフラ案件、プラント案件への導入を進める		MPI	事務局		・外貨資金調達にかかるスタディツアー、セミナーに参加するなどし情報収集を図るとともに、Export Credit Financeなど様々な資金調達手段にかかるメリット・デメリットを検討すべく。当該セミナーの場において参加各国と意見交換をしてきている。・現在、JBIC国際金融を含めた各国のExport Credit Financeの利用を前提とした入札案件は、発電プラント、セメントプラントを中心に出てきており、個別プロジェクト組成の初期の段階から、事業実施主体に対しては資金調達にかかる情報提供を行ってきている。JBICはセメントプラント及び発電プラントに対し、これまで2件の輸出金融供与を実施している。					・財務省による債券市場整備に かかる調査(第二フェーズを予 定)	
	(2)ベトナム政府は、大型の経済インフラ、ブラント案件に対して、政府の保証枠を柔軟に割り当てていく。		MOF	事務局		政府保証については、高い経済性が見込める製造業、インフラ事業を対象としており、JBICが輸出金融を供与した2案件についても政府保証が供与されている。また、上記(1)記載の入札案件は政府保証が前提となっている。	0					
40 四輪産業	産業発展政策及び税システム(主に乗 用車)											

		中性った	担当	4機関			進展	&L± / /⊞I (C) CD A		日本	ODAによる支援	1.7-1.3.
	アクションプラン	実施スケ ジュール		日本	当面の措置	進展	に対する	ベトナム側のODA 要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	──レファレン ス
HC.	(1)ベトナム政府は、自動車および 部品産業の発展計画の策定に関 し、外資系メーカーの意見を聴取す る。日本政府は、各方面からの技 術専門家の派遣などの種々のス キームにより四輪産業州/Pの策定 を支援することを検討する。		MOI	WT9		・2004年5月19日に四輪産業M/Pを工業省から首相府に提出した。内容的にはライセンスの遵守、部品やエンジンの製造奨励、バスや軽トラックの製造奨励などが含まれている。・ペトナム自動車製造協会(VAMA)には2004年8月20日、マスタープランのドラフトが提示された。・2004年8月24日、JAMAはマスタープランの承認前にVAMAとの意見交換を行うようMOIに要請し、MOIは9月末までに会議を開催すると約束した。・会議が開催されないまま、2004年10月5日、M/Pは首相承認された。・2005年4月18日、ベトナム側関係機関(MOI、MPI、MOF)とJAMAとの会議において、政策を決定する前にVAMAから意見聴取するという基本原則に合意した。また、MOIは実施計画の策定過程でVAMAから意見聴取すること約束した。	P					
	(2)日本側は、「*ベトナム政府は、法律施行により自動車市場に対する深刻な影響が見られる税法の見直しを検討するよう提案する。この影響については、2004年4月以降定期的間を関からは、2007年までCKD部品輸入関税を現2004年までCKD部品輸入の廃止を当面見送る。(モデルトライアルとしてのCKD1は不可欠。)【MOF】」と記述することを提案した。これに対してベトナム側は、これらの諸点の削除を継続し、「評価・促進委員会」を通じて議論の結果を両首脳に報告することを決定した。		MOF		<sct> ・日本側は以下要請する。 一自動車市場拡大に向け、SCTの引き下げ、並びに輸入関税など税体系の見直しを検討すること。</sct>	<sct> ・SCT> ・SCTの引き上げにより自動車価格の上昇、販売台数の相当の減少、税収減、労働者の解雇等の状態が起こっている。 ・財政省を含めた越政府は状況をきっちりとモニタリングしている。 ・法律の安定性を保つという観点から、法律改正は時期尚早。最低一年間の法律実施状況を把はし、政府から国会に対して、法律改正を提案するかどうかを検討していきたい。 ・2004年8月24日、上半期の自動車市場の状況を評価する合同会合が開催された。・2004年8月30日、VAMAからSCT引き上げを凍結に関する陳情書を提出した。・2004年9月13日、財政省からの示唆に基づき、JAMAからSCTの更なる引き上げを見送るよう要請する文書を提出した。・2005年4月18日、JAMAとベトナム側関係機関との会議において、JAMAは次回国会でのSCT引き下げを要請。・2005年4月18日、ベトナム側関係機関との会議において、JAMAは次回国会でのSCT引き下げを要請。・2005年4月18日、ベトナム側関係機関との会議において、JAMAは次回国会でのSCT引き下げを要請。・2005年1月日日会において、SCTの税率を2006年1月から50%(定員5人以下)、30%(定員6人以上15人以下)、15%(定員16人以上24人以下)とする法案を提出した。この税率は輸入完成車についても2006年月から適用される。</sct>						改正特別法期国

	実施スケ	担当	機関	w=~#=	<u> </u>	進展	ベトナム側のODA		日本	ODAによる支援	レファレ
アクションプラン	ジュール		日本	当面の措置	進展	に対する	西韓	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
・2004年11月23日の第1回評価・促進委員会までの議論により、以下の行動計画に合意した。日越双方は、今後、合意された行動計画の進展をフォローアップする。「・CKD関税からバイパーツ関税への移行に際し、適切なバイパーツ関税の設定と両制度の適切な並行運用を行うために、ベトナム政府と自動車業界で構成するTFを設けて検討を行う。」			日本	国脚の存庫	(CKD部品関税〉・現在、財政省内部で以下の線に沿って検討中。・2004年10月5日に承認された自動車産業M/Pの中にも一部税制について触れられている。 つKD部品関税については、2003年8月に、今後段階的に引き上げるという方針を発表したが、外資系企業からの意見も踏まえ、引き上げロードマップは破棄した。これに伴い、今後はパーツ毎の関税を検討していく必要がある。その際、国産性があるかどうかに着目して検討。ベトナム政府は、CKD1関税を廃止し、それに代わる部品毎への課税リストの策定を検討中。財務省は、国内生産の可能性が易るがより、エンジン、ギアボックス、トランスミリリストを策定中。・また、特に国産化を優先的に進める幾つかの課税リストを策定中。・また、特に国産化を優先的に進める幾つかの思報が見る優遇税制を適用することを検討していては、国内生産に対して日内税局。・2004年11月8日、財政省主催で自動車業界との意見交換会を行い、財務省はバイバー連用の必要性に理解を示した。・2005年4月27日、VAMA及び国産4社と財政省が部品関税について会議を行った。企業側は以下の4点を要請した。・・2005年4月27日、VAMA及び国産4社と財政省が部品関税について会議を行った。企業側は以下の4点を要請した。・・プイパーツ関税は、MFNレートだけでなく、CEPTについても併せて公表すること。ーガス・トラックの関税は、現状ではCKDよりもバイパーツが高い場合があるので、これらを引き下げること。	0	西韓	口个例の気息	実施済み案件	今後の実施案件	Z
(3)ベトナム政府は、現地調達比率については、日越投資協定の		MOI, MPI,			ーバイパーツ関税の実施時期を明確にすること。 ・以上4点の要請については、首相と財政大臣に報告された。 ・2005年6月、VAMAは財政省に対し、バイパーツ関税に関する意見書を提出した。 ・財政省は、2005年9月10日付決議第57号によりバイパーツ関税の税率表を公布した。 ・2006年1月から12月までの間は、CKD部品関税とバイパーツ関税の税率を企業が任意で選択できる。 ・今後、決議第57号を実施するための通達(ガイドライン)を公布する予定。財政省は通達策定の際にVAMAと協力する。 ・2004年10月1日、科学技術省は4輪車の現地調達率に関する通達を公布した(2005年1月1日施	0					MOS 達27
Annexに定められた計算方式及び 控除項目を統一的に用いるものと する。また、国産化義務付けの期間については、越政府のWTO加盟 もしくは、2006年末いずれか早期に 到達した時点までとし、義務付けられる国産化比率は5%を上限とす る。		MOS T			行予定)。しかし、2004年12月19日に日越投資協定が発効するため、同協定が同通達より優先して、日系企業が同通達に従う必要はない。						(200
中古トラック		1			II.	1			1		1

		実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日本	ODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	美胞人ケ ジュール		日本	当面の措置	進展	に対 する	开 	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
	(1)ベトナム政府は、現在、生産後の経過年数による制限の無い中型トラック(GVW5トン以上のカテュ"リー)についても、小型トラック(GVW5トン未満のカテュ"リー)と同様に、生産後5年以上経過している中古トラックの動入を認めないという規定を設けるためのロードマップを1年以内に策定する。		MOT MOS T	WT9		・輸入規制は2006年初めから実施する。 ・中古品輸出入管理に関する政令案は首相に提出した。政令案では、全てのカテゴリーの中古トラックの関税率を設定している。また輸入できる中古トラックは、車齢5年以下で、厳しい環境及び技術基準を満たすものに限っている。	0					
	(2)日本側は、「*ベトナム政府は特定の中古トラック完成車と新車トラック完成車との関税差を2004年以降現行の50%以上に維持する。〈MOF〉」と記述することを提案した。これに対してベトナム側は、「ベトナム政府は2004年に特定の中古トラック完成車の関税を新車トラック完成車の関税よりも高くする。」と記述することを提案した。 に抗に対してごれていたができません。 「評価・促進委員会」を通じて議論の結果を両首脳に報告することを決定した。		MOT, MOF		・税率を検討する際には、日本企業から意見聴取する。	・ベトナム政府は日本側の提案を検討中。しかしながら、国内生産の可能性と需要を検討した上で、税率の引き上げを検討する。 ・財政省は、20トン以上のトラックについて、国内生産がされていることは承知しており、国内生産を奨励する必要性を認識している。 ・2005年10月13日付決議第69号により、GVW20t以上のトラックの輸入CBUの関税を10%から20%に引き上げた。中古車の関税については、今後政令において定める。	_					
	(3)VR(Vietnam Register)は、生産後25年以上経過している車両については車検認可を停止する	半年以内に実施	MOT C		・日本側は以下要請する。 一政令の運用強化	・政府は中古トラックの使用年限(トラックは25年、 乗用車は20年、改造車両は17年)を定めた政令 23号(13/1/2004)を公布した。(2004年から段階 的に適用され、2007年2月以降完全実施) ・2005年6月から、車検登録局及び警察と協力して、対策を強化した。 ・具体的には、 一警察と協力して国道各所で検査している。一車両リストを地方政府に連絡し、所有者に関する情報を入手している。 一車両リストを新聞や車検登録局のウェブサイトで公開し、情報を流通させ、消費車が違法な車両を買うことを防いでいる。 一国民に対して違法車両でないことを確認してから購入するように指導している。 ・これらの対策の結果、違反車両が使用されている例はほとんどなくなった。	0					政令23号
41 二輪産業	開発政策											

1979年7月 1979年7月 1979年 1979年		実施スケ	. 担当	当機関		\ <u>\</u>	進展	ベトナム側のODA		日	本ODAによる支援	レファレ
議時に企業が提出したような意は、 について議論は、日本側における見込 がにするできるの際における見込 がにするでき、いかなる意味におい ても企業の活動を制約するもので はないと理論にている言葉がした。 特に、日本側はか資素企業のみに 生態制度があると表えている。 れに対してペトナム原は、原則と してアくのは柔の生産を対しる機能が ないが、企業の実際の生能力を 初来しつう。同時に社会経済状 況と国内市場の規模も励素に、事 即の透動とは感を経れば企業の生 生産地が制約しると主張した。 一部構成を経れば企業の生 生産地が制約しると主張した。 一部構成を経れば企業の 生産を力をの間の協議は推奨される。 この商係でペトナム原砂とは吸水と 生産地が制約しると主張した。 一部構成を経れば企業の 生産を力を同の信義と経れば企業の 生産を力を同の信義と経れば企業の 生産を力をの間の信義は推奨される。 ・2004年1月20日の第1回評価 進度会会までの議論により、以下 の行動計画の含ました。日認双方 は、今後、合意された行動計画の 進度子の中のアンプラも ・1・トナム原材はアンSを観めとし、 ・1・中が観点なほとする連決策を 音部に提出する。通決策に達達 22号の改正を含む。」 「2)バイウおよび都品産業発展数 本のまた。 ・2004年1月20日の第1回評価 (2)バイウおよび都品産業発展数 本のまた。 ・2004年1月20日の第1回評価 (2)バイウおよび都品産業発展数 本のまた。 ・2004年1月20日の第1回評価 (2)バイウおよび都品産業発展数 本のまた。 ・2004年1月20日の第1回評価 (2)バイウおよび都品産業発展数 本のまた。 ・2004年1月20日の第1回評価 (2)バイウおよび都品産業発展数 本のまた。 ・2004年1月21日の第1回評価 (2)バイウおよび都品産業発展数 本のまた。 ・2004年1日では、全部を表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で	アクションフラン			日本	当面の措置	進展	に対		日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
略の策定 工業省は、客観的分析能力と反応 力を有する学者や第3者から構成さ れるタスクフォースを編成し、企業 の生産計画の裏づけに関するヒア リング調査を行う中でバイク産業全	請時に企業議に上たF/Sの性質についたという。 はした。日本に対した。日本に対している。 はあくまでず、にかをいるというではないとないが直が、ついてはないとすがあり、となっている。 特にといるとないとないではないとないではないとないができた。 はないとはないとはないとないではないとないができた。 特にはないとはないとないではないとないができた。 特にはないとないではないとないができた。 特にはないとないではないとないではないとないができた。 特にはないとないではないとないができた。 はないとないではないとないではないとないができた。 ではないとないではないとないができた。 ではないとないができた。 ではないとないができた。 ではないではないではないができた。 ではないではないではないができた。 ではないができた。 はないができた。 はないができた。 はないができた。 はないができた。 はないができた。 はないができた。 はないがではないではないでは、 はないができた。 はないできた。 はないができた。 はないができた。 はないができた。 はないができた。 はないできた。 はないができた。 はないできたいできた。 はないできたいできた。 はないできたないできたないできたないできたないできたないできたないできたないできた					1854/VPCP-QHQT号を出した。公文書は、外資系オートバイ生産組立企業のFSによる生産量制限規定に関して、計画投資省の廃止要請に対す	, ,					政府 公 1854 (188 CP- QHO 2008 月11
性等を詳細に学び理解する。この 結論(複数のシナリオ)を参考にし つつ、ベトナム政府は、関係各省の 協力を得て、また、バイクメーカー (地場のみならず外資も含む)の意見を十分に尊重しつつ工業省により策定されたバイク産業に関する 総合的発展戦略を了承する。	略の策定 工業省は、客観的分析能力と反応力を有する学者や第3者から構成 れるタスクフォースを編成し、企業 の生産計画の裏づけに関するヒフリング調査を行う中でバイク産業 体としての規模拡大の条件と可能 性等を詳細に学び理解する。この 結論(複数のシナリオ)を参系にしつつ、ベトナム政府は、関係各カー 協力を得て、また、バイクを)のにより場のみならず外資も含む)のにより リ策定されたバイク産業に関する	実施	MOI			よると、MOIは2005年第2四半期内に実施する責任がある。 ・二輪産業の発展戦略は首相府に提出済み。 ・二輪車分野については、JICAの技術支援により工業省工業戦略政策研究所が二輪車裾野産開発計画を策定することが合意された。その合意内容によれば、上記の計画策定支援のため2005年7月に専門家が派遣される予定であったが、実際には9月にずれ込んだために策定作業が始まったばかりの段階であり、計画の初期ドラフトが策定されるのは2006年中旬と思われる。				・工業省に対し、 二輪車産業マス タープラン策定 支援のための専門家を派遣中。		首相 13号 (13, CT- 2005 8日)

		実施スケ	担当	機関			進展	ベトナム側のODA		日本	KODAによる支援	レファレン
	アクションプラン	ジュール	越	日本	当面の措置	進展	に対しています。	- H	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	2
	(1)二輪車部品の関税改正 ベトナム政府は、「外資部品企業およびベトナム資本の部品企業による生産が可能か否か、という基準とでき現行の関税率表(MOF、Import-export Tariff)における場ででは、ので調達できる部品につける。その際、日本と関税率を改定する。その際、日本と関税を変けるがは、いてはない。度で国内調達ができないのには低い部品を通りにでは低い部品を通りにでは低い部品を通りにでは低い部品をの区分にては、バイク・部品メーカーの意見をよい、バイク・部品メーカーの意見をよい、バイク・部品メーカーの意見をは、バイク・部品メーカーの意見を、バトナム政府はバイク部品		MOF	WT10	・日本側による具体的な見直し提案に基づき越政府と外資系企業との間で意見交換を実施する。 ・財政省は、部品関税のドラフトについて企業から意見を聴取する。	・日本側は、2004年11月10日に具体的な見直し 提案を財政省に提出した。 ・財政省は、二輪産業のマスタープランに基づい て関税率表を策定する予定。しかし、二輪産業の マスタープランはまだ決定されていない。 【日本側は関税率表の改訂が行われていないた め△と評価。これに対し、財政省は〇と評価。】	P					
_	産業発展のための措置を講ずる。 (2)輸出インセンティブの付与ベトナム政府は、二輪産業の輸出を促進するため、企業からの意見を聴取しつつ輸出インセンティブの強化のための措置を研究し、実施する。		-			・2005年11月現在、ベトナム政府はWTO加盟を目指して政策を見直している。こうした状況の変化を踏まえ、日本側としては輸出インセンティブの強化を求めないこととする。 ・財政省は、輸出入税法に基づく輸出入手続きの簡素化を実施済み。)					
	ートパイ部品の品質管理基準等											
	(1)ベトナム政府は、品質基準の 制定に際しては、前もって、経済的 効率性と透明性を確保するという 観点から誠実かつ十分な形で外資 系パイクメーカーの意見を聞く。		MOS T, MOT C	WT10	・引き続き、品質基準・品質規制を 決定する際には外資メーカーから 意見聴取を行う。	・MOSTとMOTCは、外資メーカーの意見を聴取して品質基準を決定している。 ・意見聴取の日時については、時間的余裕を持って外資メーカーに連絡している。 ・MOTCでは規制の影響を受ける主要各社に、必要な時間を確保して直接意見を聞くことをルール化している。						
	(2)ベトナム政府は、関連機関の役割を調整・整理することを通じて品質基準手続きの簡素化を行う。					・MOSTとMOTCの責任分担を明確にするため、2000年の品質基準法令に整合する共同通達を準備していたが、2005年11月の国会で標準化法案を審議中のため、これに整合する通達を策定中。・いづれにしても、交通に関する規則・基準はすべてMOTCが決めることになる。	<u> </u>					
42 電機産業 及び電子 産業の育 成	(1)ベトナム政府は、WTO-TRIM協定との整合性を念頭に置きつつ、ベトナムの電機/電子産業の組み立て企業の現地調達化努力を引き続き促すキット関税率体系を検討する。		MOF MPT MOI MOT	WT11		・ベトナム政府は、WTO加盟を控え、2004年1月1日関税体系を改訂した。	©					

		実施スケー担当		機関			進展	ベトナム側のODA		日	本ODAによる支援	レファレン
	アクションプラン 	ジュール	越	日本	当面の措置	進展	に対 する	元元 金倉	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
	(2)ペトナム政府は、電子部品組 み立て企業のコスト競争力強化と 現地化推進のため、外資部品企業 およびベトナム資本の部の関税ゼロ 化も含めた新関税体系を2004年の 出来るだけ早急に策定し公表す る。				・企業からの意見聴取 ・日本側は以下要請する。 一関税率表の早期に公布すること。 一家電(AVと白物)の部品関税をゼロとすること。	・財政省は、2004年内の関税決定を目指し郵政通信省及び企業から意見を聴取している。。 郵政通信省も企業から意見を聴取している。 9年生できない部品(或いは、できる部品)について企業から情報提供を得て、関税を決定する。 ・郵政通信省は財政省に対し、組立メーカーと部品メーカーのバランスを考慮して以下を提案した。 一完成品よりもキットが、キットよりもバイパーツの関税が低くなること。 一国内で生産できない部品の関税はゼロ程度、生産できるものは完成品の50%まで下げること。・財政省は、上記提案を首相に提出した。・2005年4月28日、日系企業と韓国系企業5社は共同して、首相あて(ccで財政大臣あて)に要望を提出した。 ・2005年5月4日、電機電子産業協会は、財政省が開催した部品関税の説明会において、意見を述べた。この内容について、同協会から財政省に、税制戦略に沿って改善を進めており、電子部品の税率を公表した。・2005年11月15日、財政省は税率に関する意見徴収を行う。・外資と国内の企業の意見が一致すれば、2005年末までに関税率表を公布する予定。						
	(3)ベトナム政府は、1年以内に地場企業や外資系企業に共通にガイドラインとなる電機電子産業マスターブランを策定する。 (4)工業標準の近代化とISO規格との整金性を図り、関連規格とした。		MPT MOI			・郵政通信省は既に計画投資省に対して電機電子産業マスター・プラン策定に係る支援の要請書を提出した。・郵政通信省は、2010年までのベトナム電子産業発展マスタープラン策定支援プロジェクト(MPEI) 校内に技術協力プロジェクトを補充登録した(2004年12月28日付公文書第2583/BBCVT-CNCNTT号)。内容はMPEIを2期に分けて実施することである。 第1期:専門家協力の形による実施(2005年7月から開始)。 - 第1期: 研究開発協力の形による実施・1日本政府は、郵電省と協力して電気・電子産業マスタープランを策定するための専門家を派遣した。・郵電省はマスタープラン作成グループを設立した。2006年第3四半期に首相府に提出予定。・項目31(1)を参照。				・郵政通信省に対し、マスタープラン策ででは、マスタープのための専門家を派遣中。		
	の整合性を図り、関連規格とこれを 実証するため、STAMEQなどの機 能を拡充する支援を行い、品質管 理、工業標準を向上させる。		Т									
43 セメントJV 追加投資 時最低出 資比率規 制(40%) の廃止	ベトナム政府は、セメント産業M/P(2001年11月の首相府決定164号)における資本比率規制(40%)の文言を削除するとともに、資本比率は合弁当事者の合意に委ねるべきことを明確にする。		MOC	WT12		・2004年中に承認された外資系2社の増資に際し、建設省は資本比率を制限しなかった。建設省は今後も資本比率を制限しないことを約束する。	0					

		実施スケ	担当	機関			進展に対	ペトナル側のODA		日	本ODAによる支援	レファレン	
		ジュール			日本	当面の措置	進展	に対する	ベトナム側のODA 要請	日本側の観点	実施済み案件	今後の実施案件	ス
44 ベトコンパ ンクの長 期間 権問題	滞債権問題の解決を要求するとと		SBV	事務		・2004年2月以降、Vietcombankと日本側の関係機関(日本大使館、経済産業省、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)など)の会議が開催され、その後、双方はそれぞれの観点に基づくオフィシャルレターを交換。・2004年11月11日、中央銀行、Vietcombank、日本大使館、NEXI等日本側債権者による会議において、中央銀行及びVietcombankは、日本側債権者を合法的債権者として認めた。・2004年11月19日、Vietcombankと日本側債権者の長期延滞債権問題は解決した。							